

第 4 次岬町地域福祉計画・ 地域福祉活動計画 (素案)

11 月 17 日時点

令和 6 年 (2024 年) 3 月

岬 町

岬町社会福祉協議会

岬町長あいさつ

岬町社会福祉協議会 会長 挨拶

目次

第1章 計画の策定にあたって	1
1 計画策定の背景.....	1
2 地域福祉とは.....	2
(1) 上位概念となる地域共生社会の制度的位置づけ.....	2
(2) 岬町における地域福祉の考え方.....	3
(3) 福祉教育と福祉共育.....	3
3 計画の性格と位置づけ.....	4
(1) 制度からみる性格と位置づけ.....	4
(2) 地域福祉計画と地域福祉活動計画の関係.....	4
(3) 他の関連計画との関係.....	5
(4) SDGsの推進.....	5
4 計画の期間.....	6
5 計画の策定体制.....	6
第2章 岬町の地域福祉をとりまく現状と課題	7
1 基礎データからみる町の現状（各種統計データ）.....	7
2 住民アンケート結果からみる課題.....	17
(1) 調査概要.....	17
(2) 調査結果のまとめ.....	17
3 中学生へのアンケート結果.....	29
(1) アンケート実施概要.....	29
(2) アンケート結果のまとめ.....	29
4 地域懇談会・子ども懇談会からみる課題.....	31
(1) 地域懇談会.....	31
(2) 子ども懇談会.....	32
(3) 懇談会からみる課題.....	33
5 第3次岬町地域福祉計画・地域福祉活動計画の評価.....	34
(1) 評価の手法.....	34
(2) 評価結果.....	34
6 岬町の地域福祉をとりまく重点課題.....	37
第3章 計画の基本的な考え方	38
1 計画の基本理念.....	38
2 計画の基本目標.....	39
3 施策の体系.....	40

第4章 地域福祉の推進に向けて	41
基本目標1 福祉を共に育むみんなのまちづくり	41
基本方針1 「知る・学び・ふれあう」福祉共育	41
基本方針2 共に学びあう担い手の育成	44
基本方針3 地域のつながりの強化	47
基本目標2 みんなが輝き、笑顔になる地域の仕組みづくり	49
基本方針1 住民主体の支えあい活動の推進	49
基本方針2 公民協働による福祉課題への対応	53
基本目標3 地域共生の実現を支える基盤の整備	59
基本方針1 福祉基盤の整備	59
基本方針2 権利擁護体制の充実	61
基本方針3 重層的な相談・情報提供体制の強化	66
第5章 計画推進に向けて	70
1 地域福祉の推進体制	70
2 計画の進行管理	71
3 計画の普及啓発	71

第1章 計画の策定にあたって

1 計画策定の背景

我が国全体で人口減少や少子化・高齢化が進展する中で、価値観や生活習慣の多様化、世帯分離による世帯の小規模化が進行しています。また、若者を中心とした都市部への人口集中が加速する中で、コミュニティ意識も希薄化し、身近な生活課題を家族や近隣同士で解決することのできる関係性が薄れ、伝統的な「家庭や地域の“支えあい”の力（＝地域の福祉力）」の低下につながっています。さらには昨今の新型コロナウイルス感染症による外出自粛によるコミュニケーションの不足や孤立化等も顕在化しました。

その結果として、社会的孤立、8050 問題やダブルケア、ヤングケアラーといった複合的な課題を抱えた世帯の増加、多発・局地化する自然災害への対応等、生活不安・ストレスを抱える人が増加・拡大し、これまでのように対象者ごとの縦割りの制度による公的な福祉サービスだけでは対応が困難な、新たな福祉課題が表出しています。

また、高齢化や若者の減少、コミュニティ意識の希薄化は、こうした新たな福祉課題に対応するための地域の担い手不足にも拍車をかけ、その結果として、さらなる福祉課題を生み出すという、負のスパイラルともいえる状況をつくりだしています。

こうした状況を受け、国は、すべての人が地域・暮らし・生きがいを共に創り、高めあうことができる「地域共生社会」の実現に向けて、令和2年に社会福祉法の一部を改正（令和3年4月施行）し、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を構築するため、重層的支援体制整備をしていくことを盛り込むなど、地域のあらゆる住民が役割を持ち、支えあいながら、自分らしく活躍できる地域コミュニティの育成等を推進しています。

また、分野・主体間を超えた連携による支えあいの仕組みである「地域包括ケアシステム」を、高齢者だけでなく地域に暮らすすべての人が丸ごと支えあえる仕組みとして、深化・進化させる方針を示す等、「地域共生社会」の実現に向けた指針を示しています。

岬町においては、平成31年に「第3次岬町地域福祉計画・地域福祉活動計画」を策定し、地域福祉の推進を図り、だれもが地域の中で孤立することなく、生涯を通して安心して暮らすことができる福祉のまちの実現に向けて、見守り活動を始めとする様々な地域福祉の取り組みを推進してきましたが、地域福祉の考え方の住民への浸透（＝福祉共育の推進）は、まだ十分とはいえない状況です。

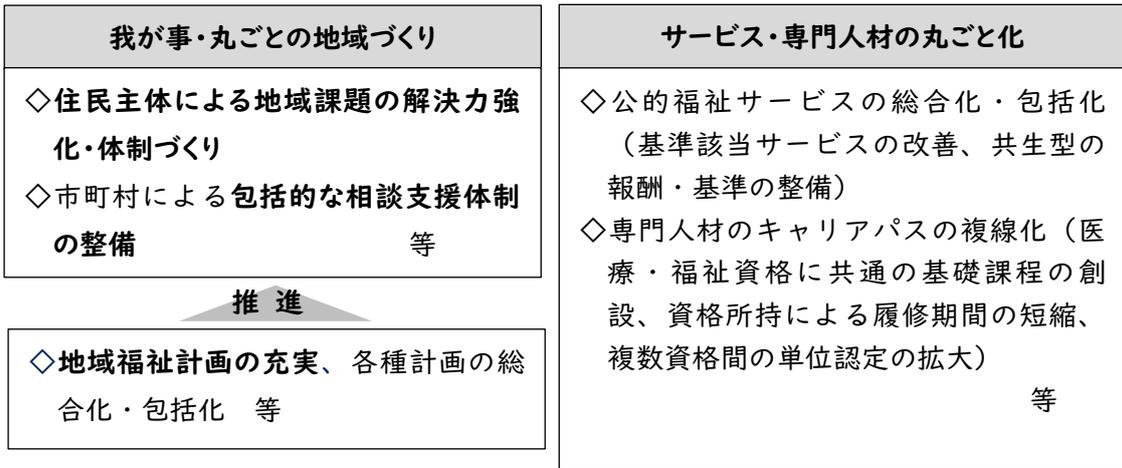
「第3次岬町地域福祉計画・地域福祉活動計画」の計画期間が満了となる中で、社会情勢の変化や、国の制度改正等も踏まえつつ、これまで以上に福祉共育を推進し、岬町で暮らすすべての住民の心をつなぎ、互いに支えあい、だれもが笑顔で暮らせるまちをめざし、「第4次岬町地域福祉計画・地域福祉活動計画」を策定するものです。

2 地域福祉とは

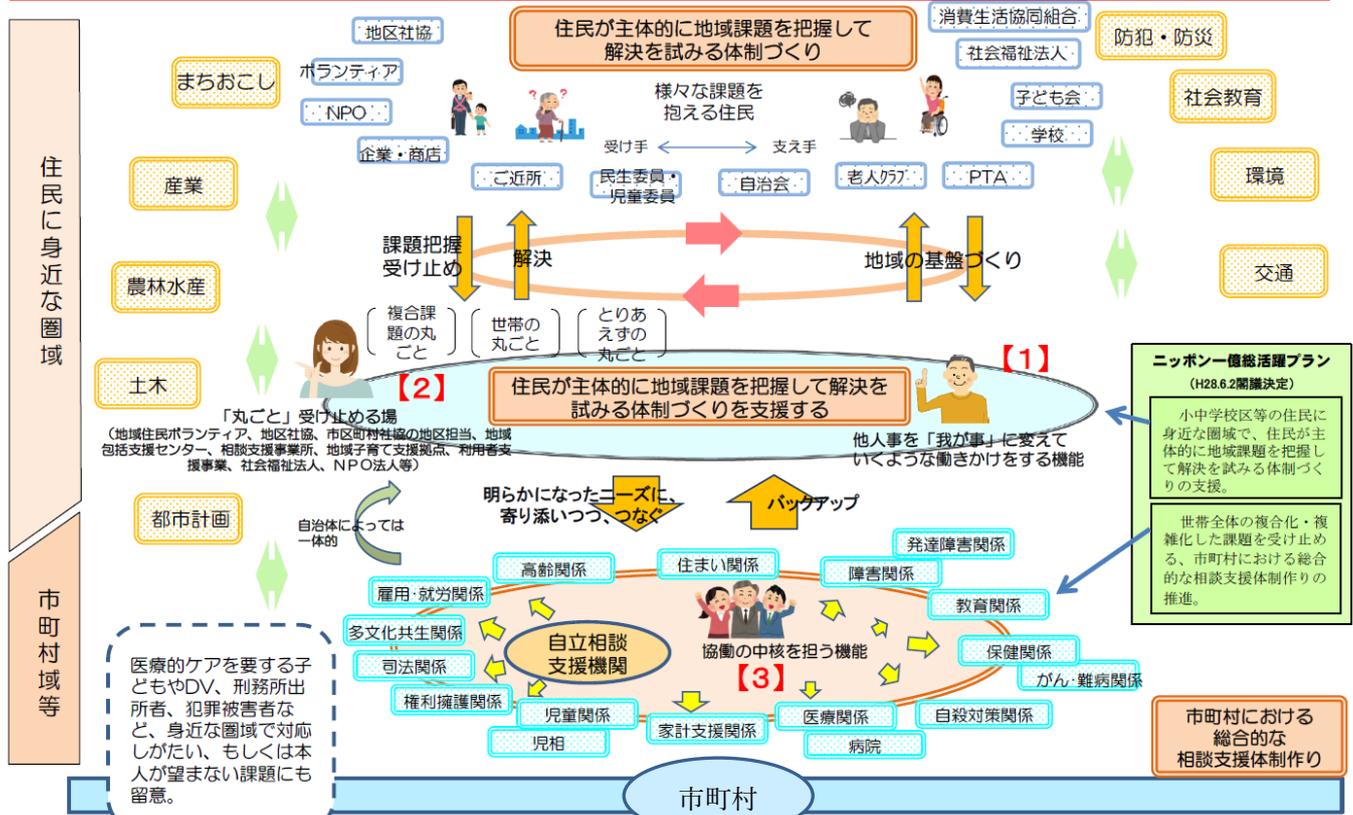
(1) 上位概念となる地域共生社会の制度的位置づけ

〈地域共生社会とは〉
 制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」「受け手」という関係を超えて、
 地域住民や地域の多様な主体が『我が事』として参画し、
 人と人、人と資源が世代や分野を超えて『丸ごと』つながることで、
 住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会

「地域共生社会」実現の推進イメージ



地域における住民主体の課題解決力強化・包括的な相談支援体制のイメージ



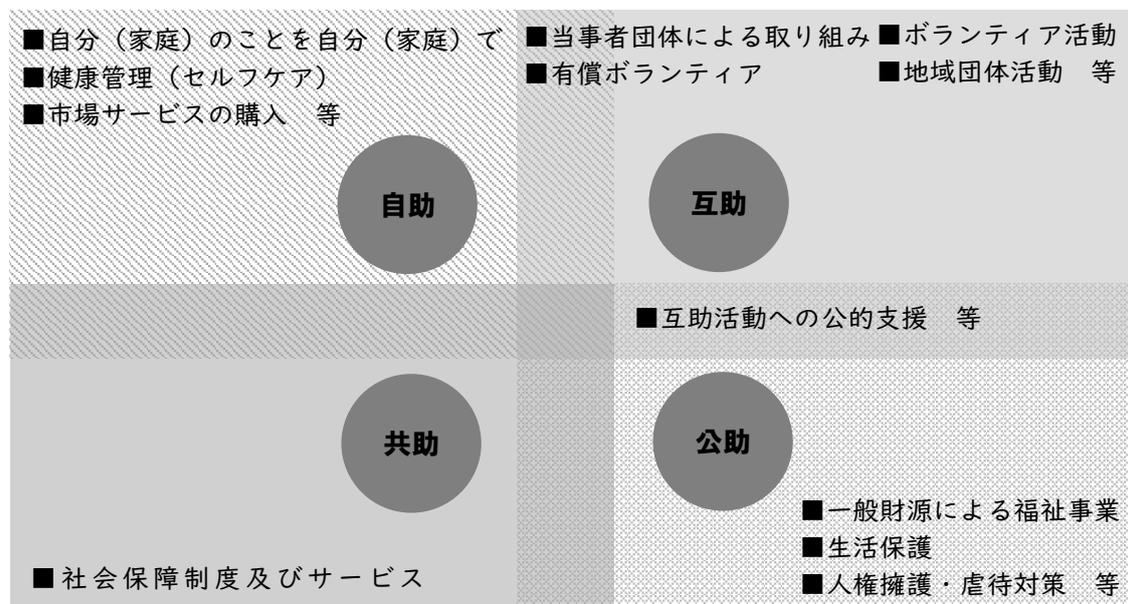
(2) 岬町における地域福祉の考え方

岬町地域福祉計画・地域福祉活動計画において、地域福祉は住民同士が支えあう地域づくりに向けて「地域の住民一人ひとりが主役となって、年齢、性別、国籍、障がいの有無等に関わらず、だれもがよりよく生きることのできる住みよいまちづくりの活動を地域の实情に応じて計画的に連帯して進め、その成果を次の活動に活かすという不断の取り組み」と位置づけています。

こうした考え方は、国の示す地域共生社会や、その実現に向けた推進のイメージと共通する方向性を持つものであり、本計画においても同様の位置づけの中で取り組みを検討します。

また、具体的な取り組みの推進にあたっては、「自助＝個人・家庭の取り組み」「互助＝地域の取り組み」「共助＝社会保障制度等」「公助＝行政の取り組み」を基本として、地域における多様な主体が、それぞれの役割の中でお互いに力を合わせる関係をつくることが重要になります。

<参考：地域包括ケアにおける自助・互助・共助・公助>



なお、本計画における「地域」の範囲は、『課題を共有し、その課題に取り組む共通認識を持ち、具体的な行動を起こしやすい』範囲と捉えます。

そのため、その具体的な範囲は、「隣近所」「自治区単位」「小学校区単位」「岬町全体」と、その取り組みの目的や内容によって柔軟に変化させることが可能です。

こうした独自の「地域」の捉え方の中で、「福祉共育」を推進するとともに、ボランティアやサロンといった地域福祉活動が連携・協働によって、広がりを持てるよう取り組んでいきます。

(3) 福祉教育と福祉共育

「福祉教育」とは、人権思想を基礎に福祉文化の創造や福祉のまちづくりを目的として、日常的な実践や運動に取り組む住民主体形成を図るための教育活動と定義されています。

一方、岬町が位置づける「福祉共育」は、原則として学校等の教育や福祉教育に置き換

えるのではなく、子どもを含む地域住民が自分たちの生活課題を発見し解決できる力をつけるため、「大人も子どもも、共に学びあい、共に育ち、共に生きる力を育む教育」と位置づけています。

3 計画の性格と位置づけ

(1) 制度からみる性格と位置づけ

地域福祉計画・地域福祉活動計画は、それぞれ次のような位置づけとなっています。

<地域福祉計画>

策定主体	岬町
規定する制度	社会福祉法第107条
計画の性格	すべての住民が、自分たちの暮らす地域で、共に支えあいながら、生涯にわたり自立した生活を送ることができるようにするため、また、安全に安心して暮らすことができるようにするために、地域福祉の推進をめざす計画

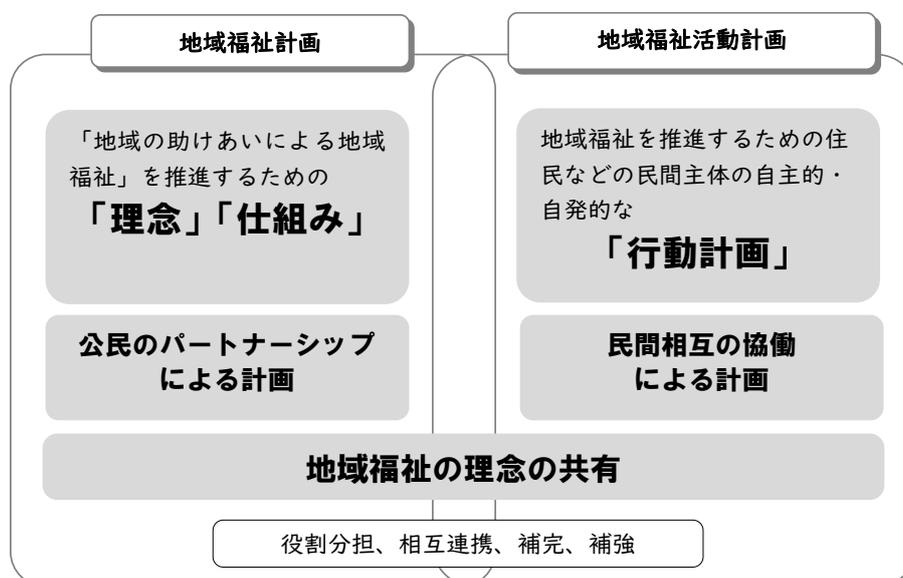
<地域福祉活動計画>

策定主体	岬町社会福祉協議会
規定する制度	—
計画の性格	社会福祉法において、地域福祉を推進する中心的な団体として位置づけられた社会福祉協議会が呼びかけて、住民、地域において社会福祉に関する活動を行う人、社会福祉を目的とする事業（福祉サービス）を経営する人が相互協力して策定する地域福祉の推進を目的とした民間の活動・行動計画

(2) 地域福祉計画と地域福祉活動計画の関係

地域福祉推進のための理念や仕組みをつくる地域福祉計画と、住民主体で支えあいのまちづくりを推進していくことを目的として策定する地域福祉活動計画は、言わば車の両輪です。

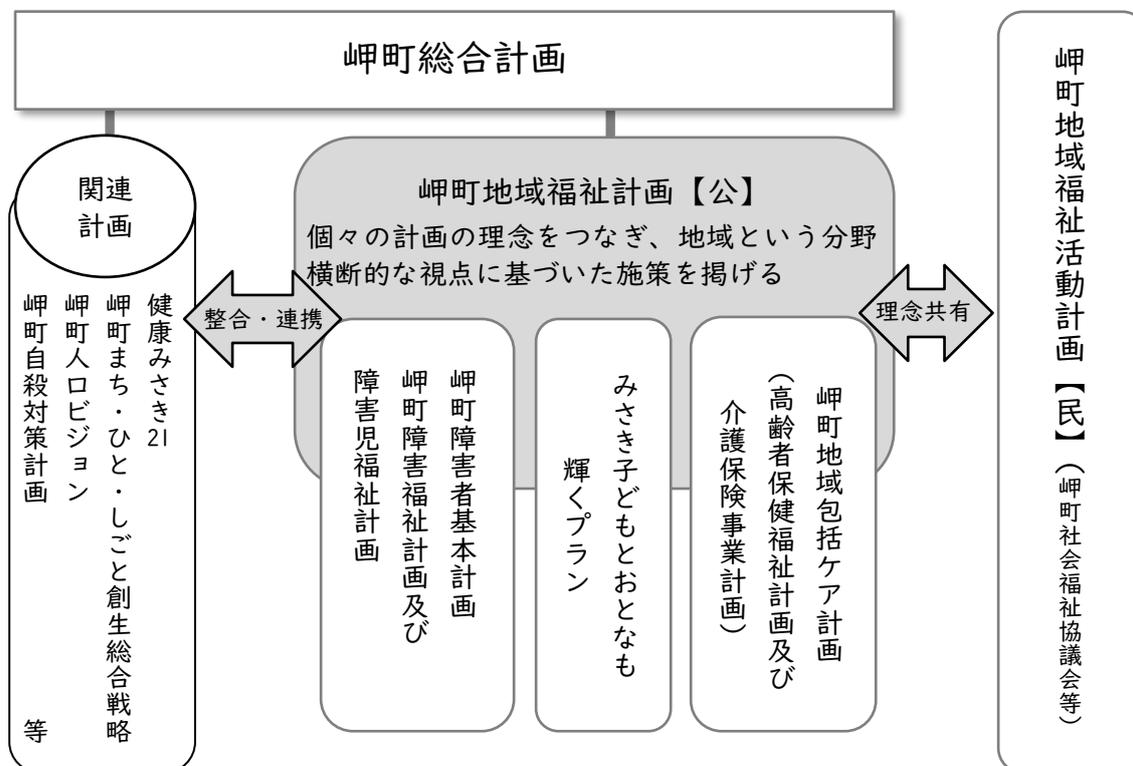
両計画を一体的に策定することで、地域福祉の理念や施策の方向性を共有しながら、相互に連携し、補完、補強しあいながら、地域福祉を進展させていくことが可能となります。



(3) 他の関連計画との関係

地域福祉計画は社会福祉法により、福祉分野の各種個別計画の上位計画として明確に位置づけられています。

【地域福祉計画・地域福祉活動計画と他の関連計画との関係】



(4) SDGsの推進

「SDGs (エスディーゼーズ)」とは、「Sustainable Development Goals (持続可能な開発目標)」の略称であり、「誰一人取り残さない」持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現を目指し国際社会全体が取り組んでいます。国は「SDGs 実施指針」の中で、各地方自治体に対し、各種計画や個別の施策等の策定や改訂に当たってはSDGsの要素を最大限反映することを奨励しつつ、関係機関等との連携の強化等により、SDGs達成に向けた取り組みを促進することとしています。



4 計画の期間

本計画の計画期間は、令和 6（2024）年度から令和 10（2028）年度までの5ヵ年とします。なお、国、府などの動向や、社会状況の変化などを考慮して、必要に応じて見直しを行うことがあります。

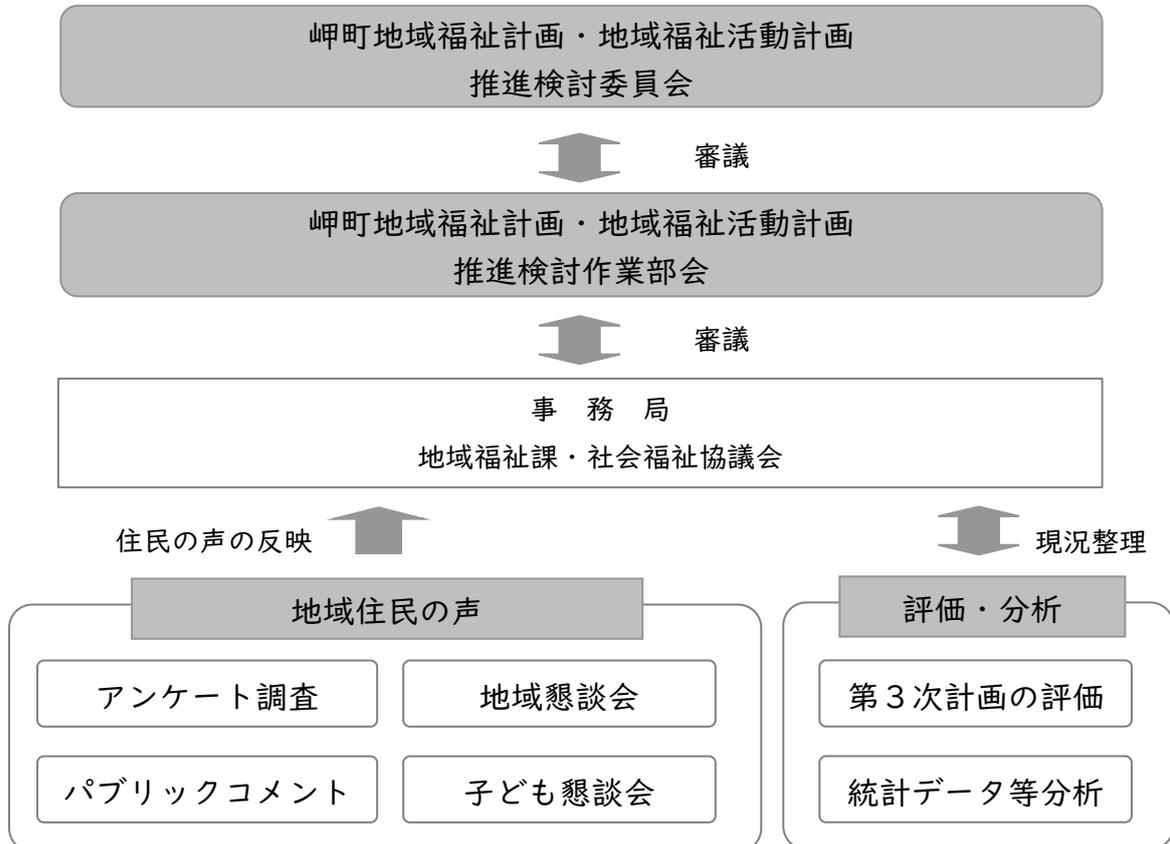
年 度	令和	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12
	西 暦	2021	2022	2023	2024	2025	2026	2027	2028	2029	2030
総合計画	第5次(R3~R12)										
地域福祉計画・ 地域福祉活動計画	第3次(R1~R5)				第4次(R6~R10)					第5次 (R11~)	

5 計画の策定体制

本計画の策定にあたっては、策定段階からの住民参加として、住民アンケート調査のほか、地域懇談会・子ども懇談会を開催するとともに、パブリックコメントを行い、多くの住民の方の意見反映に努めました。

さらに、学識経験者、地域団体や福祉活動団体、公募委員、当事者団体など地域福祉に関連した分野の委員9人から構成される「岬町地域福祉計画・地域福祉活動計画推進検討委員会」を設置し、計画の内容について審議を行いました。

【計画策定体制】



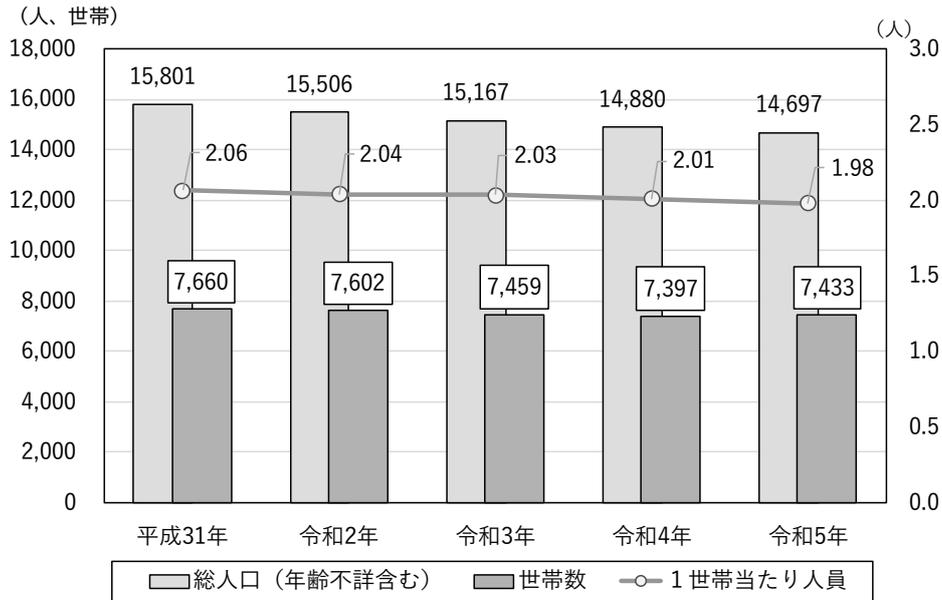
第2章 岬町の地域福祉をとりまく現状と課題

1 基礎データからみる町の現状(各種統計データ)

① 人口

岬町の人口は減少し続けています。世帯数については減少傾向となっていました。令和5年に増加に転じています。

■総人口・世帯数の推移

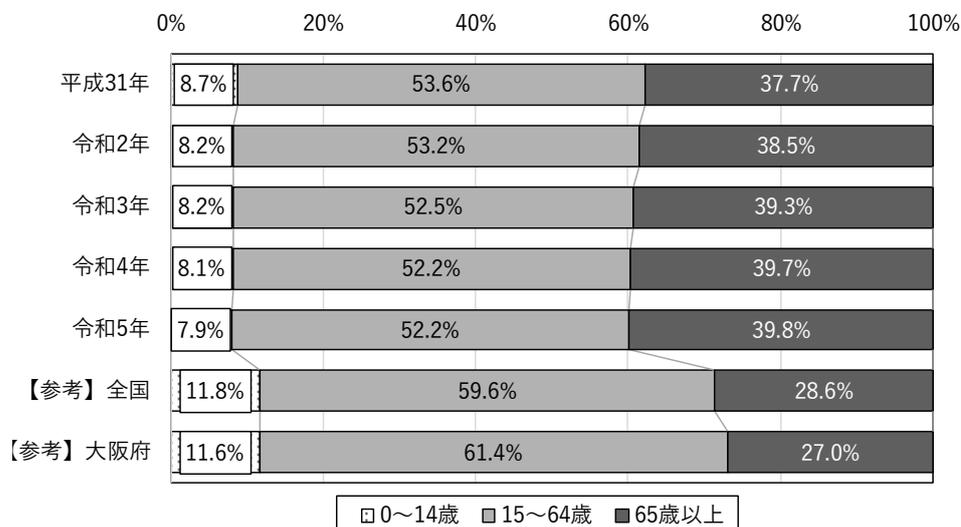


資料: 住民基本台帳(各年4月1日現在)

令和5年の年齢3区分別人口の構成比をみると、高齢化率(65歳～)は全国が28.6%、大阪府が27.0%であるのに対し、岬町は39.8%と全国・大阪府の水準を大きく上回っています。

一方で、生産年齢人口比率(15～64歳)・年少人口比率(0～14歳)については、全国・大阪府の水準より低くなっています。

■年齢3区分別人口の構成比の推移



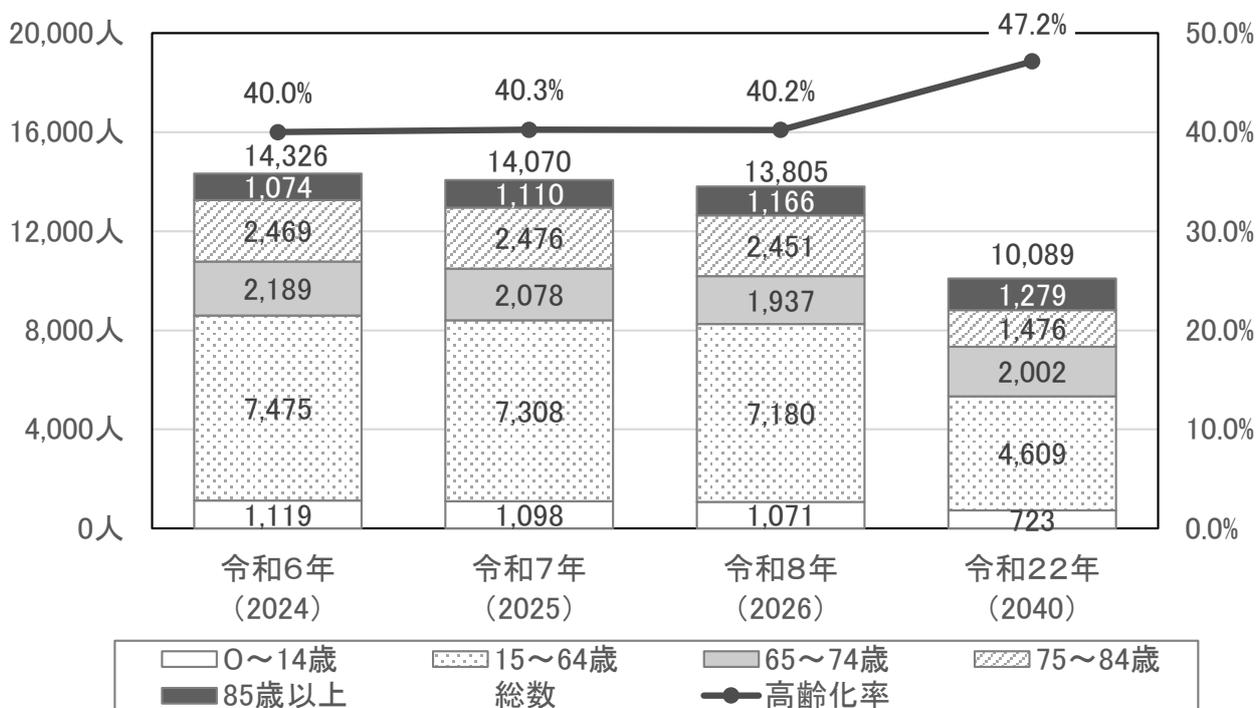
資料: 住民基本台帳(各年4月1日現在)

※全国・大阪府は住民基本台帳(令和5年1月1日)

岬町の人口は今後もゆるやかに減少し、令和8（2026）年には13,805人程度、令和22（2040）年には、10,089人にまで減少することが見込まれています。

高齢化率についても令和8（2026）年には40.2%、令和22（2040）年には47.2%になることが見込まれています。

■ 将来の人口と高齢化率(岬町地域包括ケア計画(R5 策定)より)



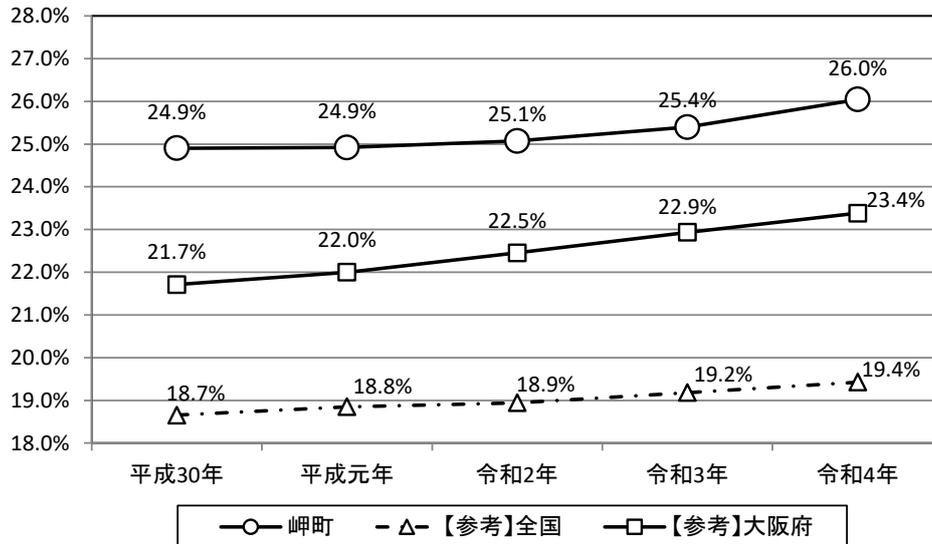
資料：住民基本台帳(10月1日)人口をベースとした推計
 ※岬町地域包括ケア計画掲載値65歳未満を2区分に細分化して掲載

② 要介護（要支援）認定者

令和4年の認定者率をみると、全国は19.4%、大阪府は23.4%となっていますが、岬町は26.0%と全国や大阪府の水準と比較して高くなっています。

介護度別認定者数の変化率をみると、要支援1、要介護1の認定者数が大きく増加しています。

■認定者率の推移



資料：介護保険事業状況報告月報（各年9月末現在）

■介護度別認定者数・第1号被保険者数の推移と変化率

（単位：人）

	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	変化率 (H30⇒R4)
認定者数	1,485	1,485	1,501	1,513	1,529	103.0%
要支援1	380	420	412	427	424	111.6%
要支援2	286	248	265	261	249	87.1%
要介護1	210	219	222	228	237	112.9%
要介護2	248	230	228	245	240	96.8%
要介護3	134	150	161	147	140	104.5%
要介護4	142	134	136	125	148	104.2%
要介護5	85	84	77	80	91	107.1%
第1号被保険者数	5,963	5,959	5,987	5,957	5,871	98.5%
認定者率	24.9%	24.9%	25.1%	25.4%	26.0%	-

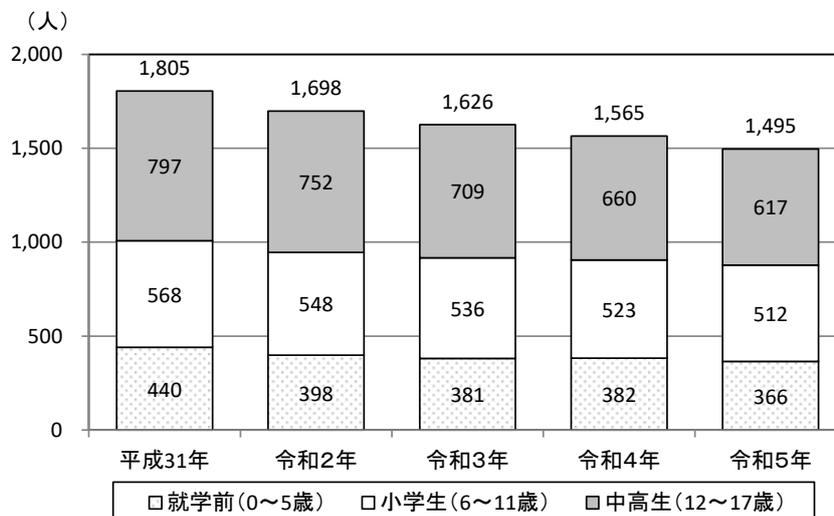
資料：介護保険事業状況報告月報（各年9月末現在）

※変化率は令和4年度値を平成30年度値で除した値で、100.0%以上なら増加傾向、以下なら減少傾向を表す

③ 子ども（0～17歳）の数

子ども（0～17歳）の数は、減少傾向となっており、令和5年では1,495人となっています。

■年齢区分別の子ども(0～17歳)の数の推移



資料:住民基本台帳(各年度4月1日現在)

④ 要保護・準要保護児童生徒の状況

小中学校児童生徒数が減少する中で、要保護・準要保護児童生徒数についても令和4年度まで減少で推移しており、令和5年度は111人となっています。

■要保護・準要保護児童生徒数の推移

(単位:人)

		平成31年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
要保護・準要保護児童生徒合計	児童生徒数	135	131	119	109	111
	就学援助率	15.8%	16.1%	15.0%	14.6%	15.4%
要保護児童生徒	児童生徒数	6	2	3	2	1
	就学援助率	0.7%	0.2%	0.4%	0.3%	0.1%
準要保護児童生徒	児童生徒数	129	129	116	107	110
	就学援助率	15.1%	15.9%	14.7%	14.3%	15.3%
小中学校児童生徒総数		854	813	791	747	721
小学校児童数		539	521	509	498	488
中学校生徒数		315	292	282	249	233

資料:教育委員会(各年度末現在)

資料:大阪の学校統計(各年度5月1日現在)

※就学援助率は要保護・準要保護児童生徒数を小中学校児童生徒総数で除して算出

⑤生活保護の状況

生活保護受給者数は減少傾向となっておりますが、受給率は、ほぼ横ばいで推移しています。

■生活保護受給率の推移

(単位:人、世帯)

		平成31年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
生活保護受給者数	人数	223	223	219	193	188
	受給率	1.4%	1.4%	1.4%	1.3%	1.3%
生活保護受給世帯数	世帯	169	178	174	163	164
	受給率	2.2%	2.3%	2.3%	2.2%	2.2%

資料:福祉保健課(各年度月平均)

※受給率は住民基本台帳(各年度 翌4月1日現在)の総人口、総世帯数で除して算出

⑥障害者手帳所持者の状況

障害者手帳所持者数は、身体障害者手帳所持者については減少傾向となっている一方で、療育手帳はほぼ横ばい、精神障害者保健福祉手帳所持者は増加傾向となっています。

■障害者手帳所持者数の推移

(単位:人)

		平成31年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	変化率 (H31⇒R5)
身体障害者手帳	所持者数	783	768	757	742	733	93.6%
	所持率	5.0%	5.0%	5.0%	5.0%	5.0%	—
療育手帳	所持者数	163	165	155	155	162	99.4%
	所持率	1.0%	1.1%	1.0%	1.0%	1.1%	—
精神障害者 保健福祉手帳	所持者数	102	112	113	123	132	129.4%
	所持率	0.6%	0.7%	0.7%	0.8%	0.9%	—

資料:福祉課(各年度3月末現在)

※所持率は住民基本台帳(各年度 翌4月1日現在)の総人口で除して算出

⑦外国人の状況

岬町に在住する外国人は、令和4年度に減少したものの、令和5年度に再び増加となっています。

■外国人人口の推移

(単位:人)

	平成31年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	変化率 (H31⇒R5)
外国人	186	272	307	144	218	117.2%

※住民基本台帳(各年1月1日現在)

※変化率は令和4年度値を平成30年度値で除した値で、100.0%以上なら増加傾向、以下なら減少傾向を表す

⑧自殺の状況

岬町の自殺者数・自殺死亡率は、平成30年度以降は全国や大阪府より高い水準で推移しており、令和4年度については4人となっています。

■自殺者数・自殺死亡率の推移

(単位:人)

		平成30年度	平成31年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
岬町	自殺者数	3	2	4	3	4
	自殺死亡率	18.6	12.64	25.39	19.45	26.6
【参考】全国の自殺死亡率		16.18	15.67	16.44	16.44	17.25
【参考】大阪府の自殺死亡率		15.10	14.44	16.19	15.89	17.29

資料:地域における自殺の基礎資料(各年間集計)

※自殺死亡率は自殺者数を住民基本台帳人口(各年1月1日)で除し、これを10万人あたりの数値に換算

⑨社会福祉協議会関連事業の状況

社会福祉協議会においては、コロナ禍において実施できていない項目もありますが、「新型コロナウイルス等感染拡大防止のための『新しい生活様式』に基づく地域福祉活動の留意ポイント」を策定し、感染拡大を防ぎながら、安心・安全に配慮した地域活動やボランティアへの支援、各種相談、セミナーの開催といった事業を継続的に実施しており、それぞれ一定の成果を上げています。

■ボランティア相談数・登録数

		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
相談数	(件)	439	575	498	528	677
ボランティア登録者数	(人)	434	439	400	342	367

資料:岬町社会福祉協議会(各年度末現在)

■災害ボランティア登録者数・養成講座の開催状況

		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
災害ボランティア登録者数(人)		35	47	41	44	49
内新規ボランティア(人)		町内の災害支援活動により、		9	6	4
災害ボランティア養成講座	開催回数(回)	開催無し		1	1	2
	参加者数(人)	開催無し		34	20	46
災害ボランティア支援者養成講座	開催回数(回)	1	1	新型コロナ対応により、開催無し		1
	参加者数(人)	2	2	開催無し		3

資料:岬町社会福祉協議会(各年度末現在)

■こころの病よろず相談件数

		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
相談件数	(件)	125	186	318	314	320

資料:岬町社会福祉協議会(各年度末現在)

■日常生活自立支援事業の実績

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
相談件数 (件)	1,054	1,279	1,435	1,263	1,077
契約者数 (人)	22	26	32	27	27

資料: 岬町社会福祉協議会(各年度末現在)

■緊急一時食料支援事業・生活福祉資金貸付事業の実施状況

		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
緊急一時食料支援事業	支援件数(件)	3	3	1	4	8
	支援人数(人)	3	3	2	5	10
生活福祉資金貸付事業	貸付件数(件)	10	9	308	232	32
	貸付金額(円)	3,932,000	2,560,000	125,481,000	108,951,000	11,441,000

資料: 岬町社会福祉協議会(各年度末現在)

■新型コロナウイルス感染症:緊急事態宣言発令中に伴う

「外出自粛高齢者・障がい者等への見守り支援活動」の実施状況

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
延べ見守り実施対象者(人)	—	2,342	1,892	1,335	—

資料: 岬町社会福祉協議会(各年度末現在)

■小地域ネットワーク活動・個別援助活動の実施状況

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
ネットワーク件数 (件)	100	139	909	776	308
ネット協力員数 (人)	214	220	220	217	206
延活動件数 (回)	1,360	1,333	1,966	2,261	1,492

資料: 岬町社会福祉協議会(各年度末現在)

■小地域ネットワーク活動・グループ援助活動の実施状況

		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
いきいきサロン	実施箇所数(所)	36	36	8	23	30
	実施地区(自治区)	53	53	8	39	56
	実施回数(回)	101	88	10	37	70
	参加者数(人)	2,762	2,411	218	894	1,811
共生型サロン*	実施箇所数(所)	12	14	3	7	10
	実施回数(回)	116	117	11	30	76
	参加者数(人)	5,252	5,600	424	1,140	3,081

資料: 岬町社会福祉協議会(各年度末現在)

■小地域ネットワーク活動・地区福祉委員会活動研修会の開催状況

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
テーマ	①モデルサロン報告会「サロン・コミュニティカフェ継続化・活性化・専門化に向けて」 講師： 米谷元希氏、野間治智氏 ②小地域ネットワーク活動の担い手確保に関する実践「次世代の担い手にバトンをつなごう」	①みさきサロン介護予防運動教室講習会「サロン・コミュニティカフェ継続化・活性化・専門化に向けて」 講師： 米谷元希氏 ②災害にも強いまちづくり「平時の取り組みが防災につながる」	①小地域ネットワーク活動の更なる発展・活性化に向けて、新型コロナウイルスの感染拡大を防止しながら安心して活動するために 講師： 畑智恵美氏 ②コロナ禍での新たな生活様式を取り入れた地域福祉活動の実践について	①小地域ネットワーク活動の更なる発展・活性化に向けて 講師： 畑智恵美氏 ②コロナ禍でもあきらめない「ピンチをチャンスに変える住民パワーと活動の広がり」	①コロナ禍!フレイルに負けない!! 「居場所×運動の大切さ」 講師： 西佑太氏、野間治智氏 ②全国校区・小地域福祉活動サミット「人とひとの繋がりへの再構築」 ③多機関協働の小地域活動「誰の手を借りる? 専門職を交えて地域福祉の進化を図る」
開催回数(回)	2	2	3	3	3
参加者数(人)	59	51	92	62	92

資料：岬町社会福祉協議会(各年度末現在)

■地域福祉共育実践プレゼンテーションの開催状況

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
テーマ	学校と地域をつなぐスクールソーシャルワーク 講師： 山中徹二氏	安心して暮らし続けられるまちづくり「地域におけるセーフティネットを考える」 講師： 石川久仁子氏	福祉協力校推進指定事業活動資料の作成	福祉協力校推進指定事業活動資料の作成	福祉共育をとおしてまちづくりを考える「大人も子どもも共に学びあうために」 講師： 吉田祐一郎氏
参加者数(人)	72	45	—	—	57

資料：岬町社会福祉協議会(各年度末現在)

■住民主体で学ぶ！！福祉・介護シリーズ講座の開催状況

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
テーマ	①誰もが暮らしやすい地域づくり「住民参加型地域診断の勧め」 講師：河野あゆみ氏 ②認知症講演会「バリレーションを通してまちづくりを考える」 講師：都村尚子氏 ③認知症カフェ担い手養成講座 講師：都村尚子氏 ④みんなで学ぶこれからのボランティア住民活動 講師：脇坂博史氏	住み続けたい地域づくりフォーラム「ころ豊かに暮らせるみさきの地域をめざして」 講師：目崎智恵子氏	①心に寄り添い支え合う「地域有償活動講座」 講師：脇坂博史氏、西之坊篤氏 ②有償活動フォローアップ講座「有償活動実践から学ぼう!!」 講師：嶋田憲弥氏、銭廣幸壮氏	①心に寄り添い支え合う「地域有償活動講座」 講師：脇坂博史氏、西之坊篤氏 ②地域の移動サービスを考えるきっかけづくりに向けた研修講座 講師：柿久保浩次氏	①地域共生社会の実現のためにできることは何か 講師：金川めぐみ氏 ②心に寄り添い支え合う「地域有償活動実践講座」 講師：嶋田憲弥氏、銭廣幸壮氏 ③地域の移動サービスボランティア養成研修会 講師：柿久保浩次氏 ④精神保健福祉研修会「こころの病とこれからの暮らし」 講師：川下維信氏
開催回数(回)	5	1	3	3	4
参加者数(人)	177	68	62	65	110

資料：岬町社会福祉協議会（各年度末現在）

■新たな地域社会資源の開発、地域支援・組織化活動の状況

		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
組織化した団体・事業 (団体・事業)	新規	2	2	2	1	1
	延べ	2	4	6	7	8

資料：岬町社会福祉協議会（各年度末現在）

⑩ 民生委員・児童委員の活動状況

民生委員・児童委員の活動状況は、令和4年度の相談支援件数が過去5年間で最も多くなっています。

■ 民生委員・児童委員の活動状況

		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
民生委員・児童委員活動数（人） （各年度12月1日現在）		55	58	59	54	52
相談支援件数（件）		1843	1876	1324	1726	2322
内訳	高齢者（人）	670	677	481	618	750
	障がい者（人）	73	51	14	27	62
	子ども（人）	717	764	591	776	1032
	その他（人）	383	384	238	305	478

資料：福祉行政報告例

2 住民アンケート結果からみる課題

(1) 調査概要

岬町在住の18歳以上の方を対象に、日頃生活する中で抱えている様々な問題や、地域福祉に関わる活動への参加状況などを把握し、計画策定の資料とするために実施しました。

項目	内容
調査地域	岬町全域
調査対象	令和4年12月1日時点、町内在住18歳以上の住民1,600人（無作為抽出）
調査方法	郵送による配布・回収
調査期間	令和4年12月1日～12月23日
配布・回収状況	配布数：1,600票 回収数：681票 回収率：42.6%

(2) 調査結果のまとめ

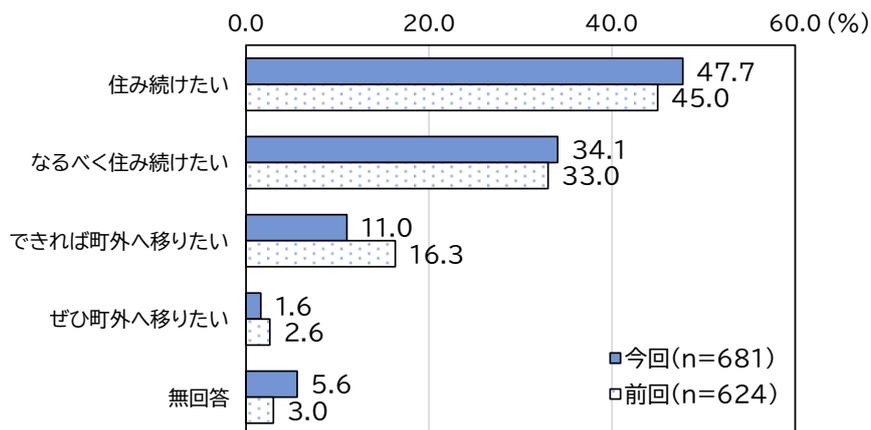
調査結果については、「取り組みの成果、支えあいの資源」「調査結果からみる課題」という2つの視点でとりまとめています。

【取り組みの成果、支えあいの資源】

住環境改善による
居留意向の向上

★前回調査よりも『住み続けたい』の割合が増加し、住環境への評価も向上している

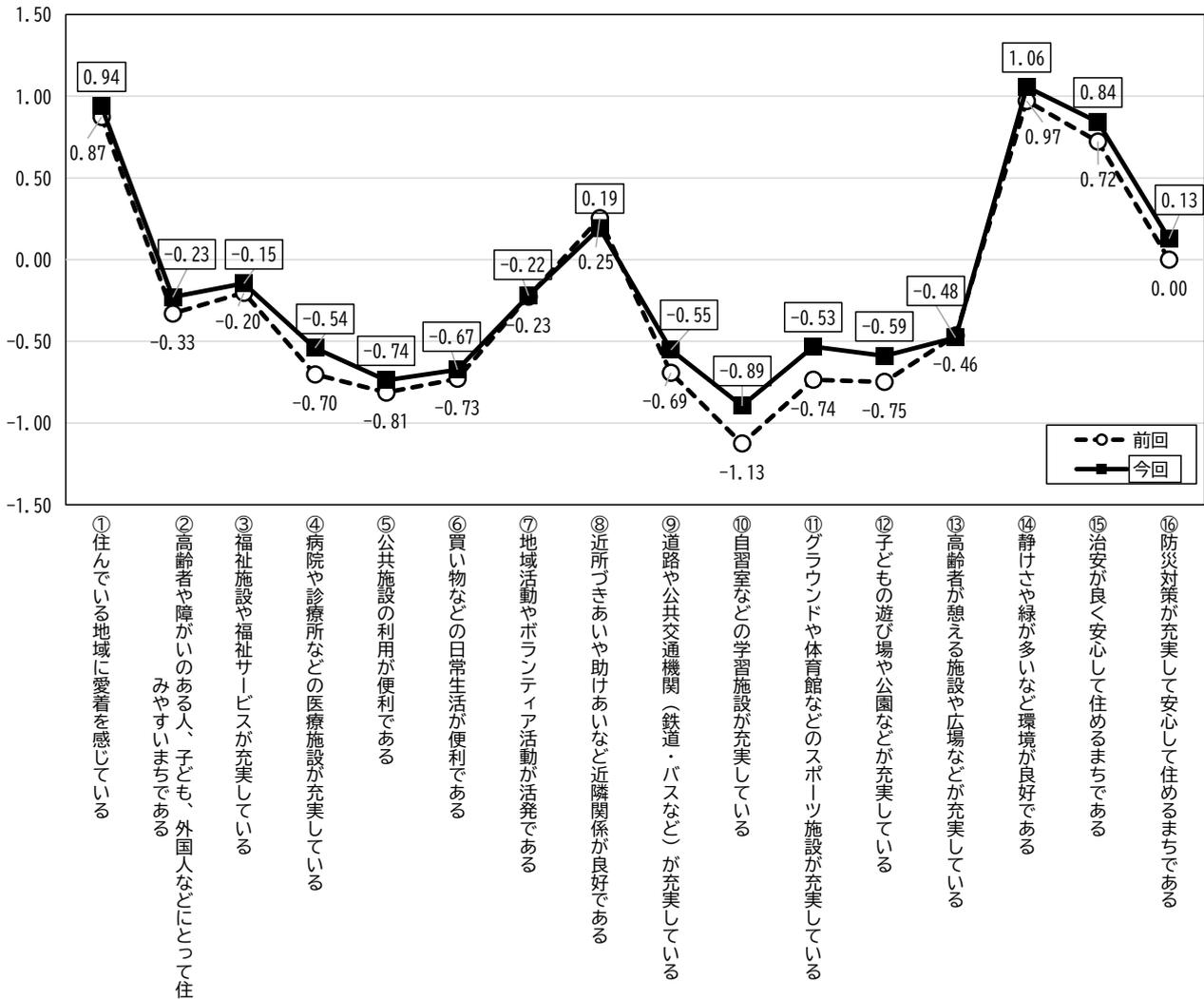
【問9 今後も岬町に住み続けたいか】



○居留意向は、前回調査と比較すると、「住み続けたい」「なるべく住み続けたい」の割合が増加しています。

【問 11 住まいの地域や周辺の環境について、どのように思うか】

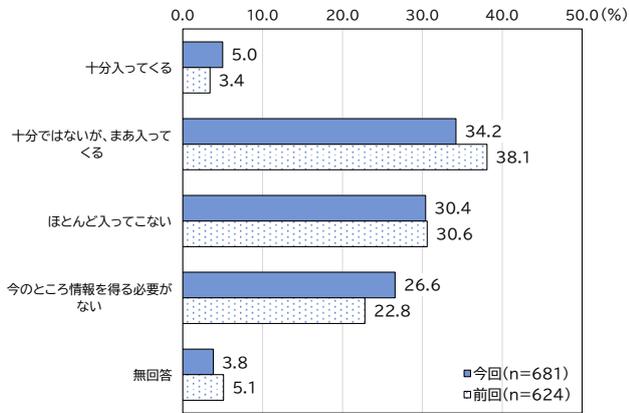
※評価点（加重平均）による前回調査との比較



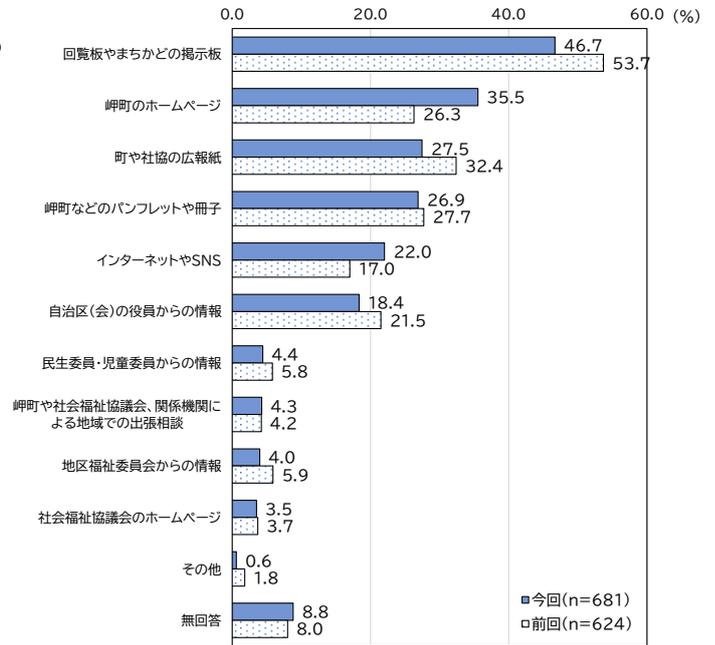
○住まいの地域や周辺の環境については、評価点で前回調査と比較すると向上しています。

★前回調査よりもインターネットでの情報入手の傾向が高まっている。広報「岬だより」広報「社協みさき」も情報提供手段として有効に機能している。

【問 36 福祉サービスについての情報の入手状況】



【問 38 身近な地域で情報を得るために充実すべきこと】

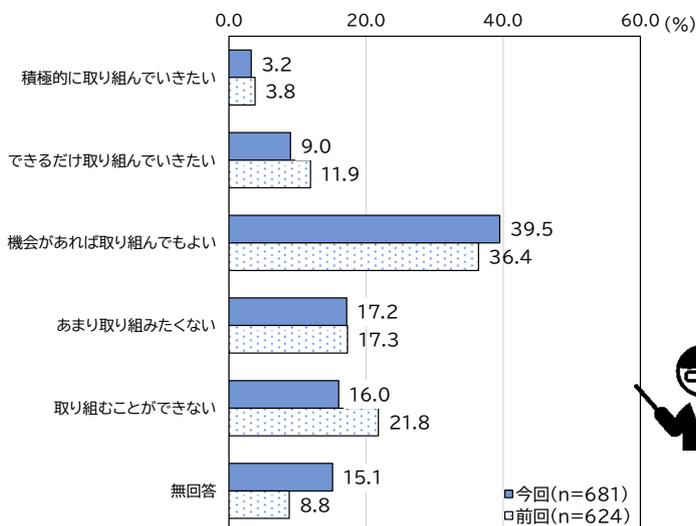


○福祉サービスについての情報の入手状況は、「今のところ情報を得る必要がない」が増加しているものの、「十分入ってくる」の割合もやや増加しています。
○身近な地域の情報を得るために充実すべきことは、前回調査と比較して「岬町ホームページ」や「インターネットやSNS」が増加しています。

潜在的な担い手の把握と活用

★潜在的な担い手や活動への参加に意欲がある人がいることを踏まえ、様々な活動への需要と供給のマッチングや、参加を促すきっかけづくりに重点をおいた取り組みが効果的であると考えられる。

【問 25 各種支援活動等の取り組みについての考え】



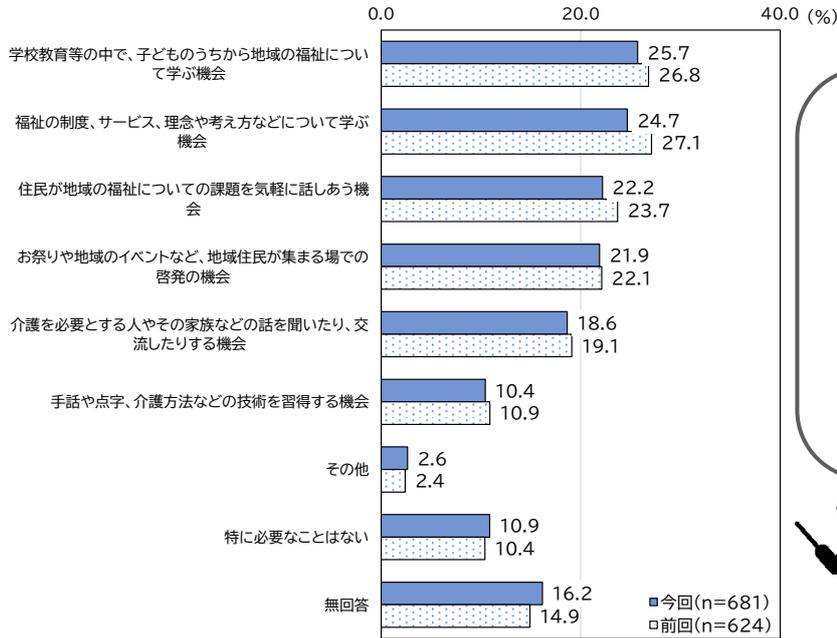
○各種支援活動等の取り組みについての考えでは、「機会があれば取り組んでもよい」が増加しています。



地域特性の活用

★地区ごとに異なるニーズがある中で、ニーズに適した支えあいの取組の推進が効果的と考えられる。

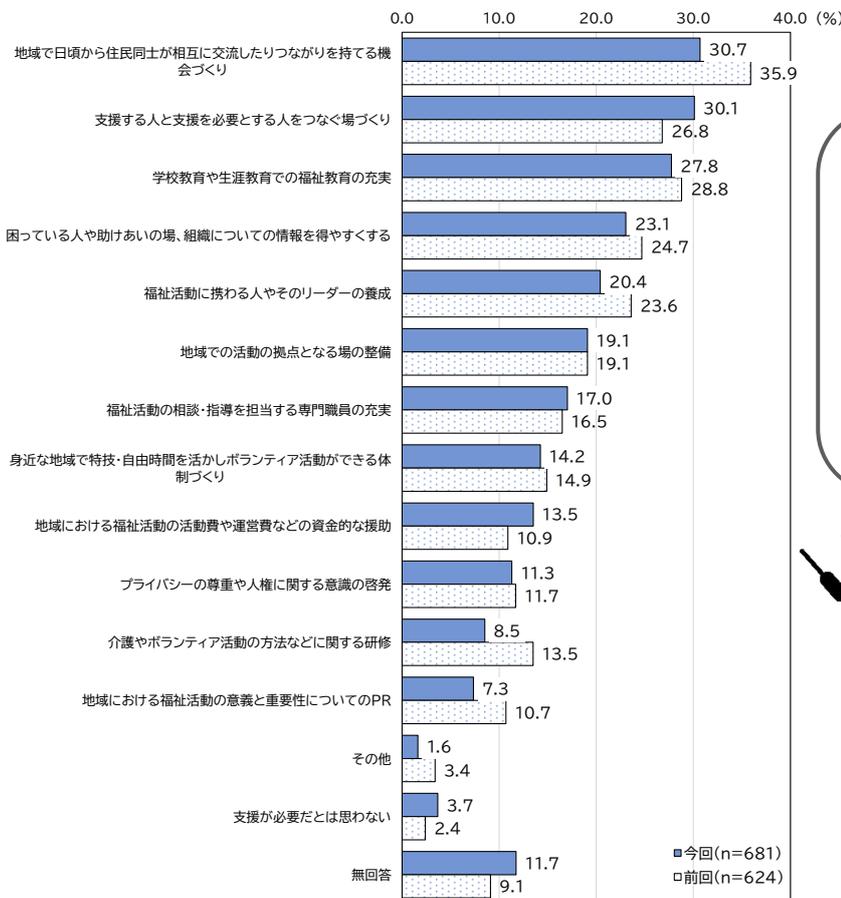
【問 26 支えあいの理解を深めるために必要な機会】



○支えあいの理解を深めるために必要だと思われる機会は、「学校教育等の中で、子どものうちから地域の福祉について学ぶ機会」「福祉の制度、サービス、理念や考え方などについて学ぶ機会」の割合が高くなっています。



【問 40 助けあいや支えあいの活動を活発にするために必要なこと】



○助けあいや支えあいの活動を活発にするために必要なことは、「地域で日頃から住民同士が相互に交流したりつながりを持てる機会づくり」の割合が高くなっています。



【問16 地域で解決が必要と感じる問題】

【単位】 上段：実数（人） 下段：割合（%）	合計	問16 地域で解決が必要と感じる問題							
		子どもの遊び場がないこと	子どもの非行やいじめのこと	ゴミ処理や犬のふんなどの始末、駐車などの住民のマナーのこと	自治区（会）などの役員や担い手がいなこと	ひとり暮らしや高齢夫婦、障がいのある人等への見守り・支援	ひとり親家庭への支援	虐待やDV	
全体	681 100.0	123 18.1	34 5.0	199 29.2	130 19.1	163 23.9	49 7.2	26 3.8	
年齢（統合）	18-39歳	57 100.0	22 38.6	5 8.8	13 22.8	6 10.5	15 26.3	6 10.5	3 5.3
	40-64歳	218 100.0	46 21.1	17 7.8	64 29.4	48 22.0	58 26.6	22 10.1	16 7.3
	65-74歳	181 100.0	30 16.6	7 3.9	55 30.4	46 25.4	49 27.1	9 5.0	4 2.2
	75歳以上	212 100.0	22 10.4	5 2.4	61 28.8	29 13.7	39 18.4	10 4.7	3 1.4

【単位】 上段：実数（人） 下段：割合（%）	合計	問16 地域で解決が必要と感じる問題							
		火災予防や災害時の避難・防災・減災活動	空き家・空き地や耕作放棄地の増加等に伴う生活環境の悪化	暮らしや福祉のこを相談できる人がいないこと	身近な地域での買い物や病院への通院などができないこと	その他	特になし	無回答	
全体	681 100.0	126 18.5	295 43.3	46 6.8	139 20.4	20 2.9	110 16.2	21 3.1	
年齢（統合）	18-39歳	57 100.0	8 14.0	27 47.4	5 8.8	13 22.8	4 7.0	9 15.8	0 0.0
	40-64歳	218 100.0	37 17.0	91 41.7	18 8.3	47 21.6	11 5.0	27 12.4	4 1.8
	65-74歳	181 100.0	34 18.8	86 47.5	7 3.9	28 15.5	4 2.2	31 17.1	3 1.7
	75歳以上	212 100.0	43 20.3	84 39.6	16 7.5	47 22.2	1 0.5	42 19.8	13 6.1



○地域で解決が必要と感じる問題は、年齢が低いほど「子どもの遊び場がないこと」の割合が高くなっています。

【問 25-1 今後してみたい活動の分野】

【単位】 上段：実数（人） 下段：割合（%）	合計	問25-1 今後してみたい活動の分野											無回答	
		地域を元気にする活動	子育てを支援する活動	児童・青少年の健全育成の活動	高齢者を支援する活動	障がいのある人を支援する活動	環境美化等の周辺環境保全活動	健康づくりを支援する活動	防災や防災等地域の安全を守る活動	文化・スポーツ等生涯学習活動	観光やまちづくりに関する活動	その他		
全体	352 100.0	115 32.7	57 16.2	37 10.5	97 27.6	34 9.7	110 31.3	79 22.4	74 21.0	67 19.0	64 18.2	2 0.6	15 4.3	
年齢（統合）	18-39歳	30 100.0	15 50.0	13 43.3	7 23.3	3 10.0	1 3.3	6 20.0	4 13.3	6 20.0	8 26.7	8 26.7	1 3.3	0 0.0
	40-64歳	130 100.0	37 28.5	31 23.8	17 13.1	32 24.6	18 13.8	39 30.0	23 17.7	30 23.1	35 26.9	29 22.3	0 0.0	5 3.8
	65-74歳	93 100.0	32 34.4	6 6.5	8 8.6	31 33.3	9 9.7	35 37.6	23 24.7	18 19.4	13 14.0	16 17.2	0 0.0	3 3.2
	75歳以上	93 100.0	30 32.3	6 6.5	3 3.2	31 33.3	5 5.4	30 32.3	27 29.0	18 19.4	9 9.7	10 10.8	1 1.1	6 6.5



○今後してみたい活動の分野は、年齢が低いほど「子育てを支援する活動」の割合が高くなっています。

【調査結果からみる課題】

世代間の支えあい意識の差

★全般的に若い世代ほど支えあいや福祉に対する関心が低いことに加え、コミュニティが希薄。

【問 15 地域で生活上の課題を抱えている人の認知状況】

【単位】 上段：実数（人） 下段：割合（%）	合計	問15 地域で生活上の課題を抱えている人の認知状況				
		よく知っている	聞いたことはある	知らない	無回答	
全体	681 100.0	22 3.2	107 15.7	543 79.7	9 1.3	
年齢（統合）	18-39歳	57 100.0	1 1.8	7 12.3	49 86.0	0 0.0
	40-64歳	218 100.0	5 2.3	30 13.8	182 83.5	1 0.5
	65-74歳	181 100.0	2 1.1	32 17.7	145 80.1	2 1.1
	75歳以上	212 100.0	13 6.1	37 17.5	156 73.6	6 2.8

【問 21 福祉に関心があるか】

【単位】 上段：実数（人） 下段：割合（%）	合計	問21 あなたは福祉に関心がありますか					無回答	
		とても関心がある	ある程度関心がある	あまり関心がない	まったく関心がない	わからない		
全体	681 100.0	56 8.2	326 47.9	172 25.3	13 1.9	95 14.0	19 2.8	
年齢（統合）	18-39歳	57 100.0	2 3.5	20 35.1	21 36.8	3 5.3	11 19.3	0 0.0
	40-64歳	218 100.0	15 6.9	87 39.9	69 31.7	6 2.8	37 17.0	4 1.8
	65-74歳	181 100.0	11 6.1	99 54.7	47 26.0	2 1.1	18 9.9	4 2.2
	75歳以上	212 100.0	27 12.7	113 53.3	32 15.1	2 0.9	28 13.2	10 4.7



○地域で生活上の課題を抱えている人の認知状況、または福祉に関心があるかは、ともに年齢が低いほど「知らない」または『関心がない』の割合が高くなっています。

※問 21 の「あまり関心がない」と「まったく関心がない」を合わせて『関心がない』と表記しています。

世代間の支えあい
活動の差

★全般的に若い世代ほど支えあい活動の参加には消極的。また、75歳以上の後期高齢者についても健康上の理由等で活動が困難な実態。

【問 22 各種支援活動の取り組み状況】

【単位】 上段：実数（人） 下段：割合（%）	合計	問22 各種支援活動の取り組み状況						無回答
		現在、継続的に取り組んでいる	たまに取 り組むこ とがある	取り組ん だことは あるが、 現在はほ とんどし ていない	取り組ん だことは ない	取り組む ことがで きない		
全体	681 100.0	63 9.3	65 9.5	112 16.4	318 46.7	69 10.1	54 7.9	
年齢 (統 合)	18-39歳	57 100.0	1 1.8	4 7.0	9 15.8	34 59.6	5 8.8	4 7.0
	40-64歳	218 100.0	13 6.0	26 11.9	30 13.8	121 55.5	17 7.8	11 5.0
	65-74歳	181 100.0	30 16.6	16 8.8	30 16.6	85 47.0	10 5.5	10 5.5
	75歳以上	212 100.0	19 9.0	16 7.5	41 19.3	73 34.4	37 17.5	26 12.3



○各種支援活動の取り組み状況は、年齢が低いほど「取り組んだことはない」の割合が高くなっています。

【問 22 取り組んでいない理由】

【単位】 上段：実数（人） 下段：割合（%）	合計	問22-2 取り組んでいない理由										無回答		
		自治区（会）に入っていない	仕事や家事で忙しい	勤務の都合で機会がない	趣味や余暇活動を優先したい	育児・介護などのため忙しい	興味がな い	家族の理 解が得ら れない	体調がす ぐれな い、病 気がち	知り合 いがい ない	わずら わしい		その他	
全体	499 100.0	12 2.4	157 31.5	69 13.8	82 16.4	32 6.4	46 9.2	2 0.4	71 14.2	65 13.0	45 9.0	50 10.0	74 14.8	
年齢 (統 合)	18-39歳	48 100.0	4 8.3	23 47.9	11 22.9	12 25.0	10 20.8	8 16.7	0 0.0	2 4.2	5 10.4	6 12.5	5 10.4	1 2.1
	40-64歳	168 100.0	5 3.0	87 51.8	46 27.4	26 15.5	14 8.3	18 10.7	1 0.6	12 7.1	23 13.7	14 8.3	7 4.2	21 12.5
	65-74歳	125 100.0	1 0.8	36 28.8	7 5.6	24 19.2	7 5.6	16 12.8	1 0.8	15 12.0	20 16.0	18 14.4	11 8.8	15 12.0
	75歳以上	151 100.0	2 1.3	9 6.0	4 2.6	18 11.9	1 0.7	4 2.6	0 0.0	40 26.5	16 10.6	7 4.6	27 17.9	37 24.5

【問37 身近な地域の情報を得る機関や手段】

【単位】 上段：実数（人） 下段：割合（％）	合計	問37 身近な地域の情報を得る機関や手段										
		広報「岬 だより」	岬町の ホーム ページ	岬町役場 や保健セ ンター	広報「社 協みさ き」	社会福祉 協議会	社会福祉 協議会の ホーム ページ	保健所	地域包括 支援セン ター	子育て支 援セン ター	福祉サー ビスの事 業所やそ の職員	
全体	681 100.0	582 85.5	199 29.2	42 6.2	232 34.1	20 2.9	10 1.5	7 1.0	3 0.4	4 0.6	3 0.4	
年齢 (統合)	18-39歳	57 100.0	37 64.9	20 35.1	6 10.5	7 12.3	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	1 1.8	0 0.0
	40-64歳	218 100.0	186 85.3	83 38.1	9 4.1	60 27.5	1 0.5	0 0.0	2 0.9	0 0.0	3 1.4	2 0.9
	65-74歳	181 100.0	166 91.7	56 30.9	12 6.6	78 43.1	2 1.1	3 1.7	1 0.6	1 0.6	0 0.0	0 0.0
	75歳以上	212 100.0	183 86.3	35 16.5	14 6.6	83 39.2	15 7.1	7 3.3	4 1.9	2 0.9	0 0.0	1 0.5

【単位】 上段：実数（人） 下段：割合（％）	合計	問37 身近な地域の情報を得る機関や手段										
		ケアマネ ジャー	民生委 員・児童 委員	病院や診 療所等の 医師・医 療機関	地区福祉 委員会	自治区 (会)の 回覧板	テレビや ラジオ、 新聞	インター ネットや SNS	その他	特にな い	無回答	
全体	681 100.0	23 3.4	30 4.4	21 3.1	9 1.3	273 40.1	135 19.8	137 20.1	13 1.9	18 2.6	10 1.5	
年齢 (統合)	18-39歳	57 100.0	0 0.0	0 0.0	2 3.5	0 0.0	14 24.6	6 10.5	27 47.4	1 1.8	5 8.8	0 0.0
	40-64歳	218 100.0	5 2.3	1 0.5	4 1.8	0 0.0	62 28.4	25 11.5	69 31.7	2 0.9	6 2.8	1 0.5
	65-74歳	181 100.0	4 2.2	9 5.0	9 5.0	6 3.3	92 50.8	31 17.1	26 14.4	4 2.2	2 1.1	3 1.7
	75歳以上	212 100.0	13 6.1	20 9.4	5 2.4	3 1.4	98 46.2	69 32.5	11 5.2	5 2.4	5 2.4	6 2.8

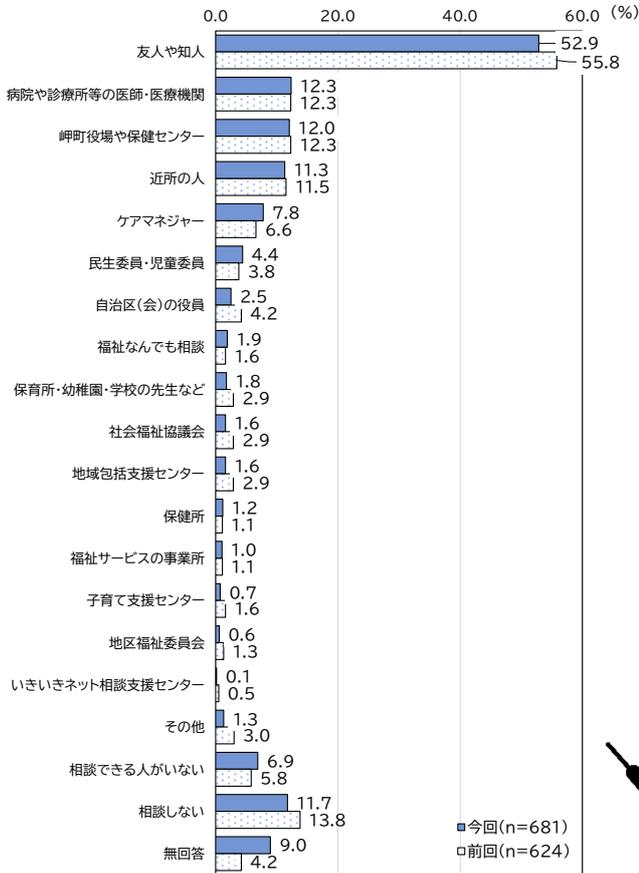


○身近な地域の情報を得る機関や手段は、年齢が低いほど「岬町のホームページ」「インターネットやSNS」、年齢が高いほど「自治区（会）の回覧板」「テレビやラジオ、新聞」の割合が高くなっています。

地域別課題

★人口規模を踏まえる必要はあるものの、住まい地区ごとに一定の差がみられる。とりわけ相談できる人がいないことや福祉情報が届かない状況は、孤立、引きこもり、自殺等につながることから、特性を踏まえた対策が必要。

【問 32 悩みや不安の相談相手】



【問 36 福祉サービスについての情報の入手状況】

【単位】 上段：実数（人） 下段：割合（％）	合計	問36 福祉サービスについての情報の入手状況					
		十分入ってくる	十分ではないが、まあ入ってくる	ほとんど入ってこない	今のところ情報を得る必要がない	無回答	
全体	681 100.0	34 5.0	233 34.2	207 30.4	181 26.6	26 3.8	
お住まいの地区	淡輪	317 100.0	13 4.1	90 28.4	113 35.6	88 27.8	13 4.1
	深日	191 100.0	8 4.2	77 40.3	49 25.7	50 26.2	7 3.7
	多奈川	99 100.0	9 9.1	41 41.4	25 25.3	20 20.2	4 4.0
	孝子	10 100.0	0 0.0	3 30.0	2 20.0	4 40.0	1 10.0
	望海坂	49 100.0	1 2.0	15 30.6	16 32.7	17 34.7	0 0.0

○悩みや不安があったときの家族・親戚以外の相談相手は、各地域で一定の方が「相談できる人がいない」を選択しており、特に“多奈川”では割合が比較的高くなっています。

○福祉サービスについての情報の入手状況は、“淡輪”“望海坂”で「ほとんど入ってこない」の割合が高くなっています。

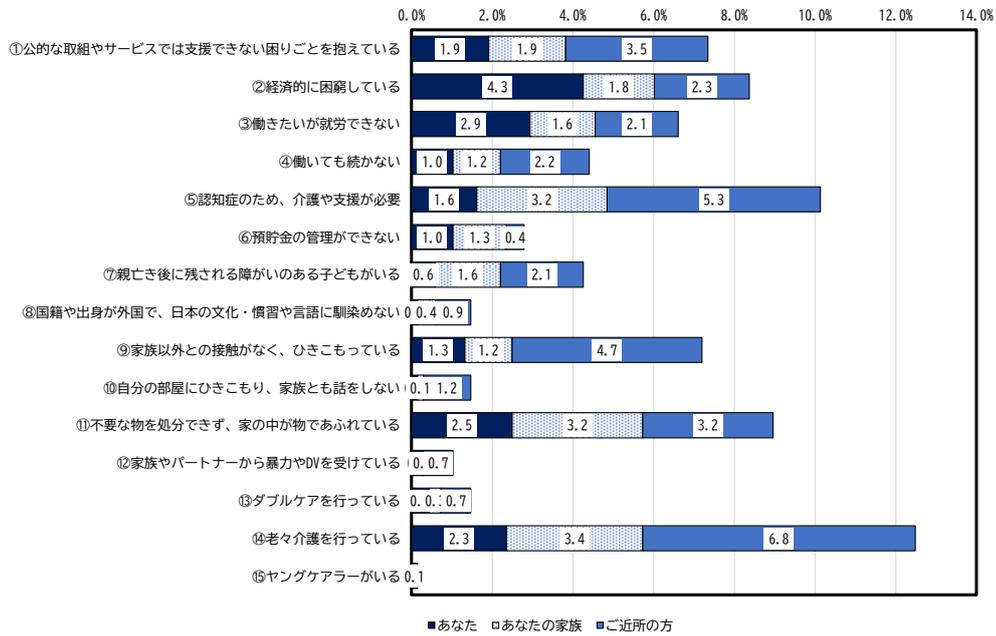


【単位】 上段：実数（人） 下段：割合（％）	合計	問32 悩みや不安の相談相手										
		近所の人	友人や知人	自治区(会)の役員	地区福祉委員会	民生委員・児童委員	保育所・幼稚園・学校の先生など	ケアマネジャー	岬町役場や保健センター	保健所	病院や診療所等の医師・医療機関	
全体	681 100.0	77 11.3	360 52.9	17 2.5	4 0.6	30 4.4	12 1.8	53 7.8	82 12.0	8 1.2	84 12.3	
お住まいの地区	淡輪	317 100.0	28 8.8	157 49.5	5 1.6	1 0.3	11 3.5	8 2.5	23 7.3	41 12.9	3 0.9	34 10.7
	深日	191 100.0	21 11.0	106 55.5	5 2.6	2 1.0	8 4.2	1 0.5	16 8.4	19 9.9	1 0.5	22 11.5
	多奈川	99 100.0	14 14.1	52 52.5	5 5.1	1 1.0	7 7.1	0 0.0	10 10.1	7 7.1	2 2.0	14 14.1
	孝子	10 100.0	2 20.0	5 50.0	1 10.0	0 0.0	1 10.0	0 0.0	1 10.0	1 10.0	1 10.0	3 30.0
	望海坂	49 100.0	9 18.4	31 63.3	1 2.0	0 0.0	2 4.1	1 2.0	0 0.0	9 18.4	1 2.0	7 14.3

【単位】 上段：実数（人） 下段：割合（％）	合計	問32 悩みや不安の相談先									
		社会福祉協議会	地域包括支援センター	いきいきネット相談支援センター	福祉サービスの事業所	子育て支援センター	福祉なんでも相談	その他	相談できる人がいない	相談しない	無回答
全体	681 100.0	11 1.6	11 1.6	1 0.1	7 1.0	5 0.7	13 1.9	9 1.3	47 6.9	80 11.7	61 9.0
お住まいの地区	淡輪	317 100.0	4 1.3	8 2.5	0 0.0	5 1.6	2 0.6	4 1.3	4 1.3	18 5.7	44 13.9
	深日	191 100.0	5 2.6	2 1.0	1 0.5	1 0.5	1 0.5	8 4.2	4 2.1	14 7.3	21 11.0
	多奈川	99 100.0	1 1.0	0 0.0	0 0.0	1 1.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	12 12.1	8 8.1
	孝子	10 100.0	0 0.0	1 10.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	1 10.0	1 10.0
	望海坂	49 100.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	1 2.0	1 2.0	1 2.0	2 4.1	5 10.2

★DVやダブルケア、ヤングケアラーなどへの支援、いわゆる制度の狭間に対応できる取り組みについても検討、対策が必要。

【問 18 自身や家族、近所の状況】

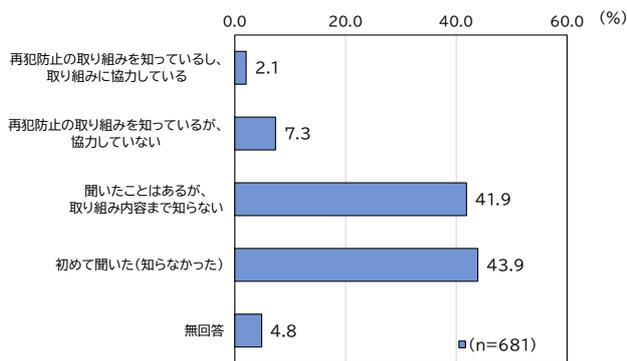


○自身や家族、近所の状況では、「老々介護を行っている」「認知症のため、介護や支援が必要」をはじめ、どの項目についても、一定数が該当しています。

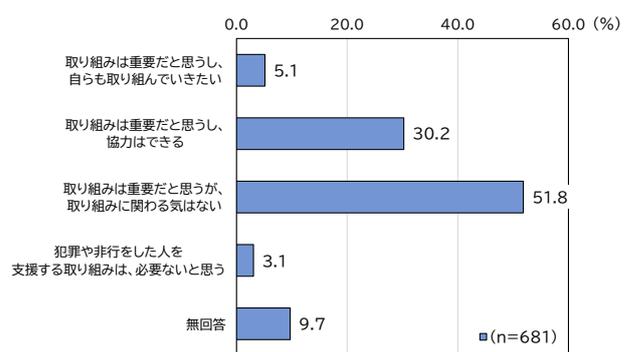
再犯防止の推進

★再犯防止の言葉の認知度は高いものの、自ら関わることは消極的

【問 48 再犯防止の取り組みの認知度】



【問 49 再犯防止の取り組みについて思うこと】

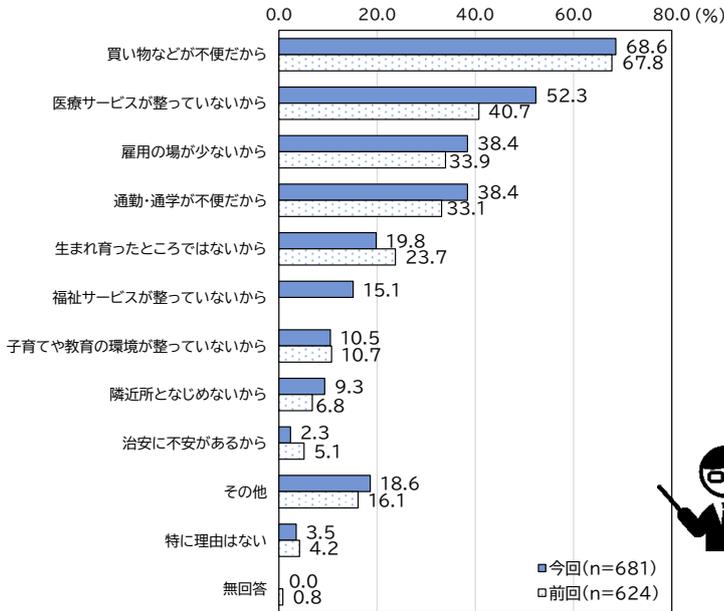


○再犯防止の取り組みの認知度は、「初めて聞いた」が4割以上。また、再犯防止の取り組みについて思うことは、「取り組みは重要だと思うが、取り組みに関わる気はない」が5割以上と高くなっています。

生活課題

★移動や買い物といった生活課題は、生活に不便⇒若者を中心とした転出加速⇒人口減少⇒さらなる利便性の低下、といった負のサイクルにつながることから、行政と地域の一体的な解決方法の検討が必要。

【問 9-1 住み続けたくない理由】

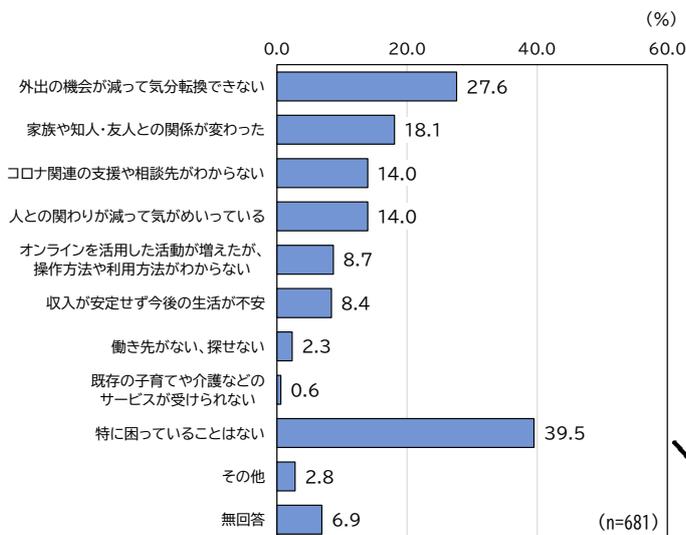


○岬町に住み続けたくない理由としては「買い物などが不便だから」「医療サービスが整っていないから」の割合が高い。また前回調査と比較しても高くなっています。

ウィズコロナへの課題

★国や府、町の方針を踏まえ、新型コロナウイルス感染症による精神的ストレスを可能な限り減少することのできる取り組みが必要。

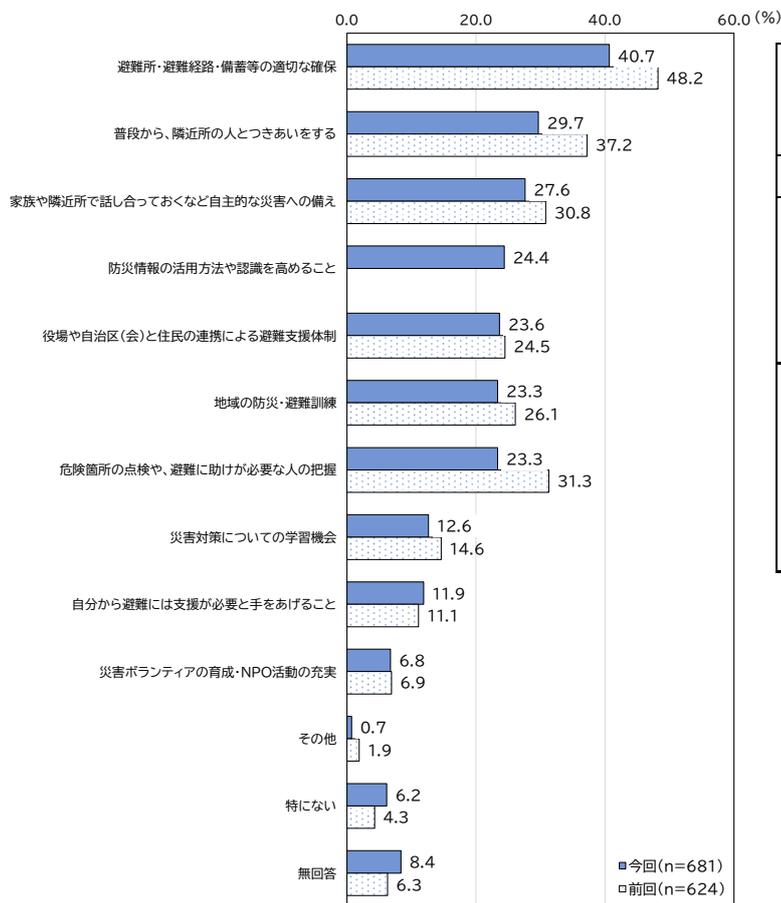
【問 20 新型コロナウイルス感染症の流行による、困っている・不安なこと】



○新型コロナウイルス感染症の流行による困っている・不安なことは、「外出の機会が減って気分転換できない」「家族や知人・友人との関係が変わった」の割合が高くなっています。

★災害に対する住民の意識が低くなっている中で、防災対策への取り組みを地域の支えあい活動につなげていくことが重要。また、若い世代の地域コミュニティの意識啓発や、住民の防災に対する意識の継続に繋がる取り組みが必要。

【問45 災害時の備えとして重要だと思うこと】



【問46 地域で災害発生時に気になる人の認知状況】

【単位】 上段：実数（人） 下段：割合（%）	合計	問46 地域で災害発生時に気になる人の認知状況				
		いる	いない	知らない	無回答	
全体	681 100.0	282 41.4	133 19.5	211 31.0	55 8.1	
年齢 (統合)	18-39歳	57 100.0	20 35.1	10 17.5	27 47.4	0 0.0
	40-64歳	218 100.0	110 50.5	38 17.4	64 29.4	6 2.8
	65-74歳	181 100.0	70 38.7	42 23.2	56 30.9	13 7.2
	75歳以上	212 100.0	76 35.8	39 18.4	63 29.7	34 16.0
お住まいの地区	淡輪	317 100.0	136 42.9	58 18.3	102 32.2	21 6.6
	深日	191 100.0	73 38.2	47 24.6	58 30.4	13 6.8
	多奈川	99 100.0	50 50.5	9 9.1	25 25.3	15 15.2
	孝子	10 100.0	5 50.0	2 20.0	3 30.0	0 0.0
	望海坂	49 100.0	11 22.4	12 24.5	22 44.9	4 8.2



○災害時の備えとして重要だと思うことは、「避難所・避難経路・備蓄等の適切な確保」が高くなっています。

○地域で災害発生時に気になる人の認知状況は、全体では「いる」の割合が高い中で、年齢別の“18～39歳”、お住まいの地区別の“望海坂”で「知らない」の割合が最も高くなっています。

3 中学生へのアンケート結果

(1) アンケート実施概要

岬中学校1年生の生徒のみなさんに車いす体験学習を通して、「岬町に住む子どもから大人まで全ての方が幸せになるためのまちづくり」についての“想い”や“アイデア”について、アンケートを実施しました。

項目	内容
調査対象	岬中学校1年生：78名
調査方法	学校での車いす体験学習時に、アンケート用紙の配布・回収
調査期間	令和5年6月15日

(2) アンケート結果のまとめ

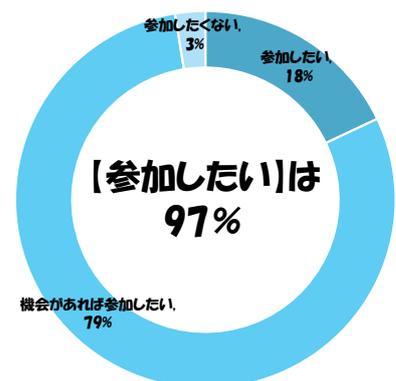
問1 車いす体験学習を通して、これからも「福祉のこと」や「町を幸せにすること」について、みんなで学習する機会があれば良いと思いますか？

・ 思う ・ 思わない ・ その他



問2 毎年のように、全国各地で、地震や台風などの災害が発生し、被災地では災害支援のボランティア活動が行われています。また、身近な地域での清掃活動や福祉施設でのお手伝いなど、たくさんのボランティア活動もあり、中学生もボランティア活動に参加されています。みなさまはボランティア活動に参加してみたいですか？

・ 参加したい ・ 機会があれば参加したい ・ 参加したくない



問3 岬町のみんなが、笑顔で幸せに暮らすためには、何が大切だと思いますか？
(主な意見)

・年齢や性別などで差別せずに、みんながみんなのことを思い、尊重して、たとえ迷惑が掛けられたとしても、自分も迷惑をかけるのだから、責めずに受け止めることが大事。

・誰にでも、優しく、支え合い、助け合うこと。

・小学校で児童会の役員をして、学校の内外での清掃活動がとても楽しかったので、ボランティアをとてみたいです。

・バリアフリーを増やしたり、一人ひとりが色んな人のことを理解するだけで、笑顔が増えると思う。

・笑顔にするには、人を大切にし、相手の人も大切にしたら分、自分に返ってくるから。

・一人ひとりがみんなのことを考えて行動することが大切。



・差別、いじめのない岬町。

・ちょっとした気遣いや色んな人の気持ちを理解する心が大切。



困っている人がいれば助けるというのが大切。そこでコミュニケーションをとれば新たな絆が生まれ、もっと良い町になると思う。

・イベントを増やす。

・自分が幸せだからではなく、みんなが幸せにいられるように考えることが大切。

・地域の人たちの見回りがあると安心。

・安心するじゃなく、みんなが安心できる町をつくっていきたい。

・ゆずりあい協力し手助けなどが大切。自分も気分がとても良くなった。

・みんなが幸せに暮らすことは難しいけど、みんなで協力すれば少しは良くなると思う。



4 地域懇談会・子ども懇談会からみる課題

(1) 地域懇談会

アンケート調査の結果等を踏まえ、さらに地域の生活課題や福祉課題を掘り起こし、課題を共有し、解決策を考えることで、行政・社協・地域住民が一体となって岬町の「地域福祉」をさらに推進していくことができるよう、住民参加による懇談会を開催しました。

町で重層的支援として何ができるか、また地域の困りごとに対して、自分たち（地域）で、または行政とともにできることについて、「もしかして困りごとや不安を、お持ちではないですか?」「私たちの地域に足りないこと、それ解決できないだろうか」をテーマに行いました。

【実施概要】

	開催日時		参加人数	場所
第1回	7月8日(土)	10:00~12:00	18名	岬町社会福祉協議会
	<意見交換内容(4つのグループに分けて実施)> ペルソナカード(仮想の人物像のカード)の方が、何に困っているかをイメージし、さらにその方に対して、自分たち(地域含)でできること、行政とともにできることについて、グループワークを通して、考えていただきました。			
第2回	7月22日(土)	10:00~12:00	19名	岬町社会福祉協議会
	<意見交換内容(4つのグループに分けて実施)> お住まいや活動されている地域の困りごとなどを抽出。抽出された困りごとなどについて、自分たちや行政とできる解決策について、グループワークを通して、考えていただきました。			



(2) 子ども懇談会

子ども懇談会は、町内にお住まいの小学校4年生から6年生までを対象に、子どもたちの豊かな発想で「岬町がしあわせになるアイデア」を出しあい、「そのアイデアを実現するためには、自分たちに何ができるか」を考えてもらうことで、子どもたちが「まちづくりに関わっていけること」や「助けあいの大切さ」に気づき、主体的に、また、将来まで継続的に「地域福祉」「まちづくり」に関心を持ってもらうことを目的として、『みんながやさしく笑顔になる岬町を考えよう!』をテーマに行いました。

【実施概要】

開催日時	参加人数	場所
8月5日(土) 9:30~11:30	小学校4年生~6年生 10名	岬町社会福祉協議会

<意見交換内容(2つのグループに分けて実施)>
子ども懇談会用のペルソナカードの方が、何に困っているかをイメージし、その方に対して、自分たちでもできること、大人とともにできることについて、グループワークを通して考えていただきました。



(3) 懇談会からみる課題

地域懇談会、子ども懇談会で、重層的支援体制整備、地域の課題解決に向けての2つの視点で検討していただき、共通の課題として「町ぐるみ 地域ぐるみで支え合い つながりを強化」がみえてきました。

重層的支援体制整備に向けて

一人暮らし高齢者

配偶者認知症の夫婦

両親共働きの家庭

一人親貧困家庭

外国人町民

ヤングケアラー

障がい者

様々な事情を抱えた方や家庭に対して必要なこと



大人視点

つながりをもつ
災害時の支援
行事への勧誘

共通点

仲良くする
一緒にやる
代わりにやる



子ども視点

気にかける 接点をもつ

課題

町ぐるみ 地域ぐるみで
支え合い

つながりを強化

支援活動に参加
見守り活動
自治区の活動強化

自分(地域)たちで



多様化する地域課題の解決に必要なこと

ハード整備
(道路、交通、施設等)
機関との調整
まち全体のイベント等

行政とともに



移動

生活環境

防災

子育て環境

高齢者

地域不活性

地域の課題解決に向けて

5 第3次岬町地域福祉計画・地域福祉活動計画の評価

第3次岬町地域福祉計画・地域福祉活動計画に記載された施策、取り組みの進捗状況を把握するために、岬町の関連各課及び社会福祉協議会による評価をとりまとめました。

(1) 評価の手法

評価にあたっては、個別の取り組みを4つの評価基準で点数化（「十分できた＝3点」「概ねできた＝2点」「あまりできなかった＝1点」「未実施＝0点」）するとともに、取り組みの個数で除して平均値を算出し、取り組み状況の比較を行っています。（※平均値が高いほど良い評価となる）

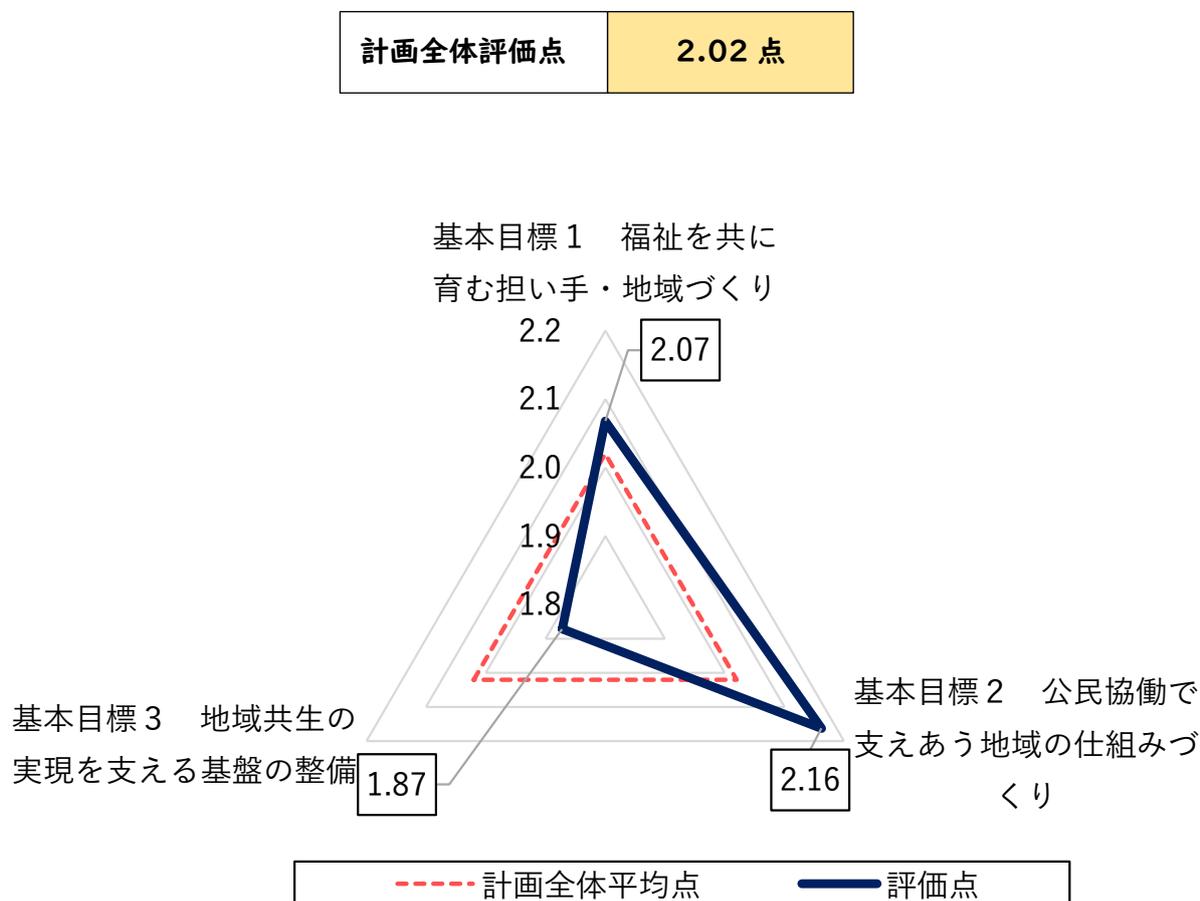
また、これを積み上げることで計画の基本目標や施策といった、より上位のレベルまで評価を行っています。

(2) 評価結果

① 計画全体と基本目標の評価

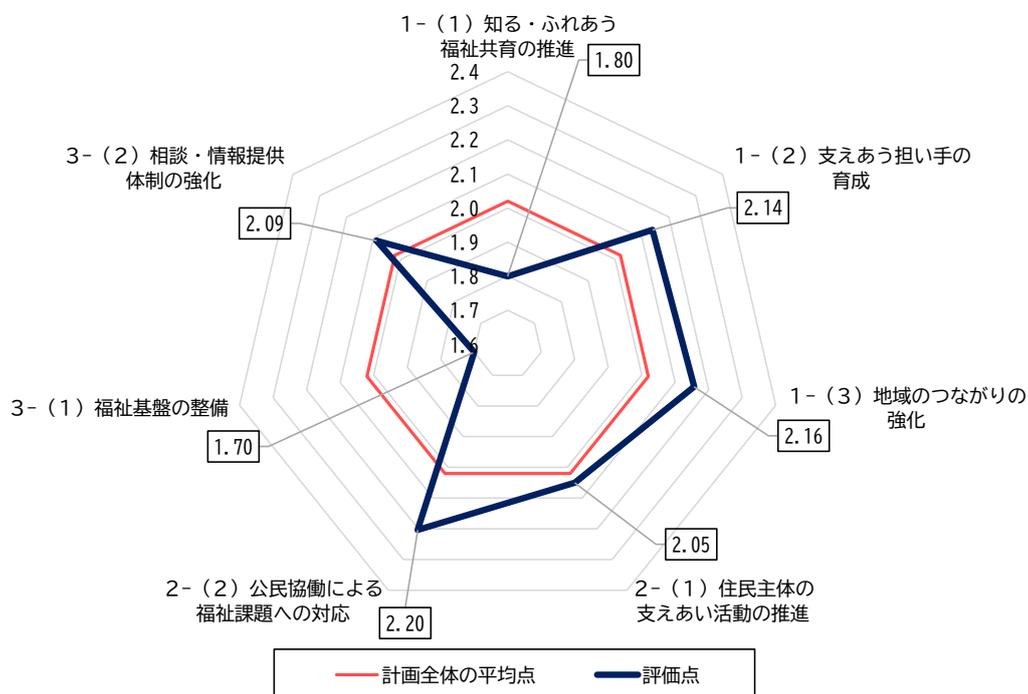
計画全体の評価は、2.02点となっており、「概ねできた」の水準となっています。

基本目標ごとにみると、「基本目標2 公民協働で支えあう地域の仕組みづくり」が2.17点と最も評価が高くなっています。一方で、「基本目標3 地域共生の実現を支える基盤の整備」は、1.87点と最も低くなっています。



②基本施策ごとの評価

基本施策ごとにみると、「2-（2）公民協働による福祉課題への対応」が 2.20 点と最も高く、一方で、「3-（1）福祉基盤の整備」は 1.70 点と最も低くなっています。

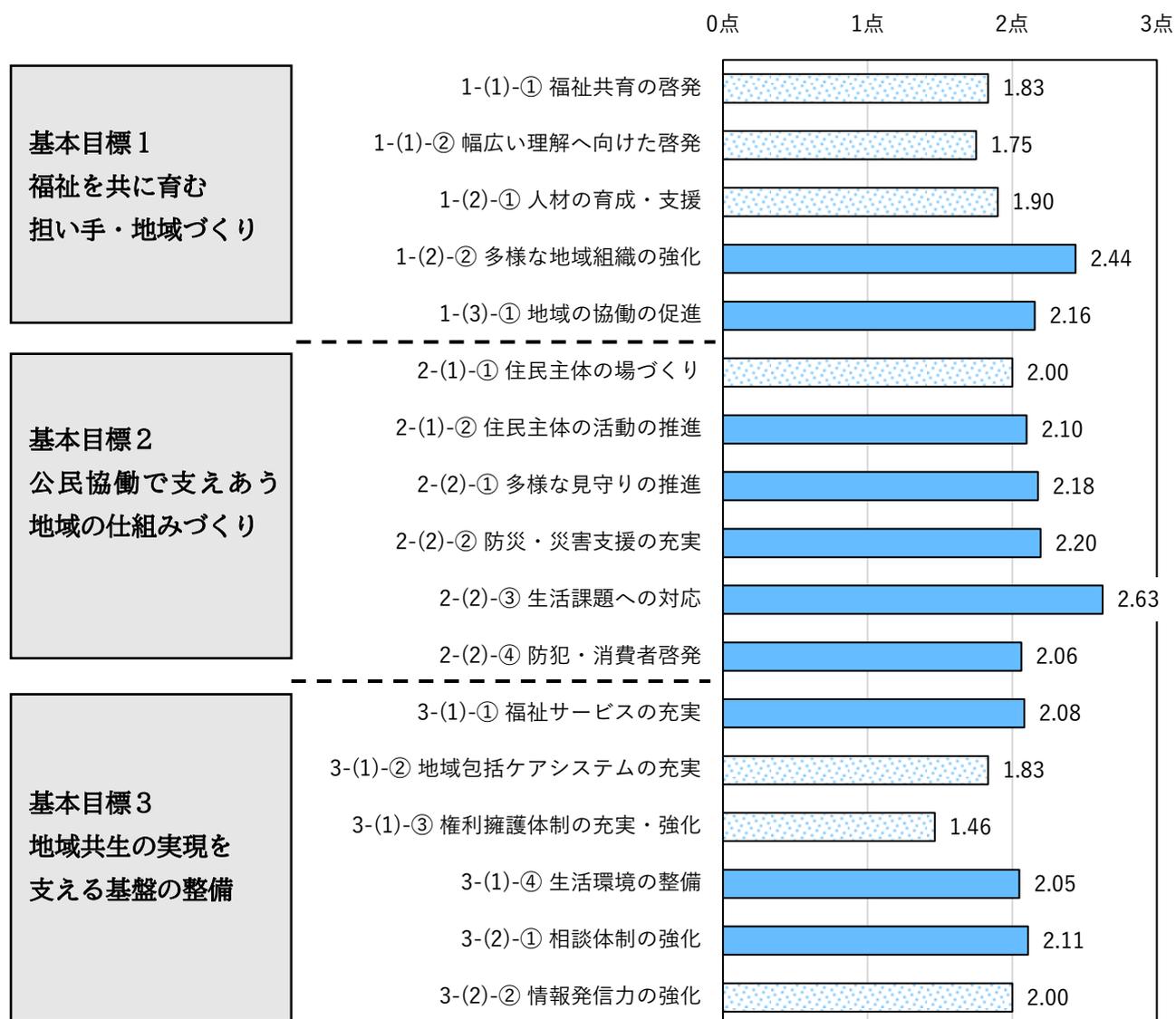


計画全体評価より高い基本施策	評価点
1-（2）支えあう担い手の育成	2.14
1-（3）地域のつながりの強化	2.16
2-（1）住民主体の支えあい活動の推進	2.05
2-（2）公民協働による福祉課題への対応	2.20
3-（2）相談・情報提供体制の強化	2.09

計画全体評価より低い基本施策	評価点
1-（1）知る・ふれあう福祉共育の推進	1.80
3-（1）福祉基盤の整備	1.70

③施策ごとの評価

施策ごとにみると、「2-(2)-③ 生活課題への対応」が2.63点で最も高く、一方で、「3-(1)-③ 権利擁護体制の充実・強化」は、1.46点と最も低くなっています。



※色が薄くなっている項目は、計画全体評価2.02点より低い施策

6 岬町の地域福祉をとりまく重点課題

地域住民の声や各種調査・分析等から見出された地域の特性と課題、また地域の多様な福祉資源を踏まえ、本計画で取り組むべき重点課題を次のように3つの枠組みでまとめています。

重点課題① 未来へ紡いでいく担い手づくり

急速な少子高齢化の中、あらゆる分野で人材不足・担い手不足が顕在化しています。福祉分野においても例外ではありません。

岬町の総人口は5年間で1,000人以上減少し、高齢化率は2.1ポイント上昇して令和5年には39.8%と町全体の約4割が高齢者となっています。

また、福祉ボランティアの登録数は、5年間で15%減少し、福祉への関心度は若い人ほど低くなっています。地域活動においても地域コミュニティの希薄化が顕著となり、福祉活動、自治会役員等の担い手は不足しています。

一方で、アンケート調査では、「支援活動等に取り組んでいきたい・取り組んでもよい」と答えた方は4割以上となっており、潜在的な担い手へ向けたアプローチ等取組を進めることが必要となっています。

災害時の避難等には、若い力が不可欠となっていることから、若い世代の地域づくりへの意識の構築も重要となっています。

福祉からのまちづくりとして、子どもたちの学ぶ機会を今後も継続して続けていくことが、住みよいまちづくりの一歩と考えられます。

重点課題② 誰一人取り残さない支えあい・つながる仕組みづくり

住み慣れた地域で自分らしく暮らしていけるよう、地域住民等が共に支え合い、地域をともにつくっていくことのできる「地域共生社会」の実現が求められています。

岬町においても、これまでの福祉の取組・支援策に加え、ダブルケアやヤングケアラーなど、いわゆる制度の狭間の様々な事情を抱える方や家庭に対応ができる取組についても、検討対策が必要となっています。

また、誰もが安心して暮らせる町を目指すことの一環として、社会復帰する方への支援をしていく再犯防止に向けた取組についても、新たに検討していくことが必要となっています。町ぐるみ、地域ぐるみで支え合い、そしてつながりを強化していくため、個人で、地域で、町全体で、福祉に関する意識の構築、活動への参加が必要となっています。

重点課題③ 安心して暮らせる基盤の整備

情報社会といわれ、スマートフォンなどの普及で容易に情報が手に入る世の中となっていますが、まだまだ地域差等による情報の格差が生じています。また「福祉基盤の整備」については、評価が低く、今後取組を積極的に進めていく必要があります。これからの岬町を支える子どもたちのアイデアも踏まえながら、町全体で人を大切にする意識づくりが必要となっています。

第3章 計画の基本的な考え方

1 計画の基本理念

第3次岬町地域福祉計画・地域福祉活動計画の期間（令和元年度～令和5年度）においては、だれもが地域の中で孤立することなく、生涯を通して安心して暮らすことができる、住みたい・住み続けたいと思ってもらえる福祉のまちの実現をめざして、「心つながり ふれあう みさき」を基本理念とし、行政と社会福祉協議会、そして地域の住民をはじめとした多様な主体が力を合わせ、様々な取り組みを推進してきました。

国は、歯止めのかからない人口減少や少子高齢化の進展等に伴う社会情勢の変化を背景に、保健・医療・介護・福祉計画策定の前提となる『地域共生社会』の実現を目指しています。

岬町においては、地域共生社会実現のための取り組みとして、第1次岬町地域福祉計画・地域福祉活動計画から「福祉共育＝大人も子どもも、共に学びあい、共に育ち、共に生きる力を育む教育」を基本に、子どもを含めた地域住民が自分たちの生活課題を発見し、解決できる力をつけるための取り組みを進めてきました。

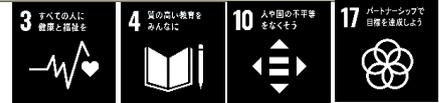
こうした状況を踏まえれば、岬町の地域福祉活動の方向性を大きく変更するのではなく、町ぐるみで支え合い、つながることが重要であると考えられることから、計画の基本理念は第3次の基本理念の心を継承しつつ、次のように設定することとします。

基本理念

心つながり ふれあう みさき

2 計画の基本目標

基本目標1 福祉を共に育むみんなのまちづくり



岬町の地域活動においては、担い手の不足、高齢化が課題となっており、その喫緊の対応が求められています。

そのためには、地域住民が地域での問題を認識し、自らその問題解決の担い手として主体的に関わる意識を育むことが重要であり、学校における福祉教育はもちろん、学校・家庭・地域が連携し、生涯学習の視点も含めた住民の学習の機会が求められます。

「子どもが変われば、大人も変わる・地域が変わる」をキーワードに、大人も子どもも地域の中で共に生き、学びあい、育ちあう「福祉共育」を、担い手の育成や福祉のまちづくりの基本として、展開していきます。

基本目標2 みんなが輝き、笑顔になる地域の仕組みづくり



地域における支えあいを実現するには、地域住民をはじめ、地域団体、関係機関、事業者等様々な人や団体が、地域の課題やそれぞれの役割分担、協働・つながりの考え方を共有し、「顔の見える関係」を構築することが重要です。住民主体の多様な場づくりや、そこから発生する住民主体の活動を推進していきます。

また、核家族化、地域のつながりの希薄化等により、潜在化する福祉ニーズを抱えた人を必要な支援に結びつけるために、公民協働による多様な見守りを推進します。さらに、近年頻発する自然災害や、買い物等の生活課題、防犯対策についても公民協働で取り組んでいきます。

基本目標3 地域共生の実現を支える基盤の整備



だれもが支えられる側であると同時に支える側になる、という地域共生社会の実現のためには、他人を思いやるための心の余裕をだれもが持てること、そのための福祉基盤の整備が重要になります。基盤となる福祉サービスの充実や権利擁護の取り組み、再犯防止の取組、生活環境の整備について、関係機関との連携や働きかけを進めていきます。

また、支援を必要としながら福祉サービスの利用に結びついていない人を適切な支援に結びつけるため、地域資源を活用したアウトリーチも含めた福祉の総合的な相談支援とともに、生活困窮支援や就労支援といった個別のニーズに専門的に対応するきめ細やかな相談支援や、幅の広い情報発信を推進します。

3 施策の体系

心つながり
ふれあう
みさき

基本目標1 福祉を共に育むみんなのまちづくり

基本方針1 「知る・学び・ふれあう」福祉共育

基本施策1 福祉共育の啓発

基本施策2 幅広い理解へ向けた学びの場

基本方針2 共に学びあう担い手の育成

基本施策1 人材の育成・支援

基本施策2 多様な地域組織の強化

基本方針3 地域のつながりの強化

基本施策1 地域の協働の促進

基本目標2 みんなが輝き、笑顔になる地域の仕組みづくり

基本方針1 住民主体の支えあい活動の推進

基本施策1 みんなが主役の場づくり

基本施策2 住民主体の活動の推進

基本方針2 公民協働による福祉課題への対応

基本施策1 生活課題への対応

基本施策2 防災・災害支援の充実

基本施策3 防犯・消費者啓発

基本目標3 地域共生の実現を支える基盤の整備

基本方針1 福祉基盤の整備

基本施策1 福祉サービスの充実

基本施策2 地域包括ケアシステムの充実

基本施策3 生活環境の整備

基本方針2 権利擁護体制の充実

基本施策1 権利擁護体制の充実・強化

(岬町成年後見制度利用促進基本計画)

基本施策2 虐待防止と対応の充実

基本施策3 再犯防止に向けた取組み

(岬町再犯防止推進計画)

基本方針3 重層的な相談・情報提供体制の強化

基本施策1 相談体制の強化

基本施策2 情報発信力の強化

第4章 地域福祉の推進に向けて

基本目標1 福祉を共に育むみんなのまちづくり

基本方針1 「知る・学び・ふれあう」福祉共育

基本施策1 “福祉共育”の啓発

【取り組みの基本的な考え方】

地域共生社会の実現に向けて、地域で暮らす誰もが支えあいの担い手となるためには、その前提として、町民一人ひとりが福祉について正しく理解し、意識を高めることが重要です。

若い世代を中心に福祉に関心がない住民がいることから、各年代や地域性に応じた福祉共育のあり方を検討し、啓発を進めていく必要があります。

【主な取り組みとそれぞれの役割】

施策1 学校・家庭・地域の連携による福祉共育の充実



町民・地域

- ◇学校や地域が取り組む支えあい活動について関心を持ちましょう。
- ◇福祉に関する研修会、講演会や発表会に参加しましょう。
- ◇児童生徒が取り組む福祉共育活動を応援しましょう。



社会福祉協議会

- ◇小学校、中学校を福祉協力校として指定し、各地区福祉委員会と協働のもと、体験交流学习などをはじめ、学校・家庭・地域の連携による福祉共育活動を推進します。

- ・福祉協力校推進指定事業の推進
- ・各種体験交流学习の充実
(車いす体験交流、障がい者交流、福祉共育交流 など)
- ・地域福祉共育実践プレゼンテーションの開催
- ・福祉協力校、地区福祉委員会、社協による連絡会の開催(学校単位) など



行政

- ◇地域・学校・家庭などにおいて地域福祉に関心が持てるような機会づくりを行います。

- ・地域教育ボランティアの育成
- ・小中学校における地域との交流の推進
- ・福祉共育の推進 など

施策2 行政職員及び教職員の福祉共育の推進



行政

◇岬町社会福祉協議会と連携した研修の実施を進め、行政職員の福祉共育の理解を深めます。

- ・大阪教育センター主催の研修会への参加
- ・教職員人権研修会の開催 など
- ・認知症サポーター養成講座の開催

基本施策2 幅広い理解へ向けた学びの場

【取り組みの基本的な考え方】

地域における支えあいを考える上では、地域で暮らす人の置かれた様々な状況について理解を深めることが重要です。

あらゆる前提となる基本的な人権や、グローバル化が進み本町における外国人人口も増加傾向にある中での国際理解等について、啓発を進めていきます。

【主な取り組みとそれぞれの役割】

施策1 人権啓発事業の推進

 町 民・地 域	◇人権について関心を持ち、行政や岬町人権協会などが開催する講演会等の学びの場に参加しましょう。
 行 政	◇人権意識の高揚を図る取り組みを進めます。 ・人権講演会の開催 ・人権ふれあいまつりの開催 ・岬町人権協会との連携強化 ・小中学生の人権作文コンクールへの参画 ・男女共同参画啓発冊子の充実 など

施策2 国際理解の推進

 町 民・地 域	◇地域で暮らす外国人の立場になって、地域の課題などを考えてみましょう。 ◇岬町国際交流サークルの活動に関心を持ちましょう。
 行 政	◇住民の国際理解を深め、住民主体の国際交流活動を促進します。 ・岬町国際交流サークルの支援 など

基本方針2 共に学びあう担い手の育成

基本施策1 人材の育成・支援

【取り組みの基本的な考え方】

地域の支えあい活動の担い手不足が課題になっている一方で、本町には今後の取り組み意向を持った潜在的な担い手が存在しています。

こうした潜在的な担い手を、実際の担い手に変えていくために、それぞれの年代や地域のニーズに対応した活動を明確化し、参加を促進していきます。

【主な取り組みとそれぞれの役割】

施策1 ボランティア・住民活動人材等の育成

	町 民・地 域	◇福祉に関心を持ち、各種セミナー、講座・研修会等の学びの場に参加しましょう。 ◇趣味や経験を活かして地域活動やボランティア活動に参加してみましょう。
	社会福祉協議会	◇ボランティア活動や地域活動を体験できる場を提供し、活動へのきっかけをつくります。 ◇各種セミナーや講座・研修会を充実し、人材育成を進めます。 ・ボランティア体験プログラムの充実 ・ボランティア活動、地域活動の充実 ・住民主体で学ぶ!!福祉・介護シリーズ講座の開催 など
	行 政	◇地域福祉活動やボランティア活動を広く紹介します。 ・町広報紙やホームページ等による周知・啓発の実施 ・地域団体パンフレットの作成

施策2 次代の担い手の育成

	町 民・地 域	◇地域で行われている子どもたちのボランティア活動を知り、応援しましょう。
	社会福祉協議会	◇子どもたちがボランティア活動や地域活動を気軽に体験できる機会を提供します。 ・キッズボランティア活動の充実 (キューピークラブ、見守り隊キッズEyeぼらんていあ など) ・地区福祉委員会による子どもサロンの開催 ・サロン・コミュニティカフェでの交流活動 など



行 政

◇小中学校の授業等において、地域福祉に関心が持てるように取り組みます。

- ・大阪府教育委員会作成の福祉教育教材を活用した授業実践を行う。
- ・高校や大学と連携した取り組みを進める など

基本施策2 多様な地域組織の強化・支援

【取り組みの基本的な考え方】

支えあい活動を地域の中で広げていくには、活動の意識を持った担い手の受け皿となる地域の組織の体制や、取り組みの強化が重要です。

自治区長連合会や地区福祉委員会をはじめ、地域福祉活動に取り組む組織・団体を支援していきます。

【主な取り組みとそれぞれの役割】

施策1 地域コミュニティの活性化



町 民・地 域

◇地域の行事等に積極的に参加しましょう。

行 政

◇自主的な地域コミュニティ活動の促進を図ります。

・自治区の活動支援 など

施策2 地区福祉委員会の組織・活動強化



町 民・地 域

◇お住まいの地域の地区福祉委員会の活動に関心を持ち、参加してみましょう。

社会福祉協議会

◇各地区福祉委員会の事務所機能を有した多機能型活動拠点のさらなる機能強化を図り、情報を発信し広報啓発活動を進めるとともに、研修会や交流会、講座の開催や人材育成に努めます。

・「みんなのたまり場・喫茶めだか組」等の地区福祉委員会の活動拠点の機能強化
 ・社協広報紙「社協みさき」や回覧、ホームページ等を活用した情報発信の充実
 ・研修会の開催 など

施策3 地域福祉活動団体への支援



町 民・地 域

◇興味のある地域福祉活動団体の活動内容について、調べてみましょう。

社会福祉協議会

◇各種団体との協働活動を通じて、ネットワークの強化を図ります。

・「顔の見える」「お互いを知り・共有できる」を視点とした協働活動の推進 など

行 政

◇ボランティア組織や各種福祉団体の活動を支援し、地域福祉の多様な担い手づくりを進めます。

・ボランティア養成講座や先進事例勉強会等の開催 など
 ・地域福祉活動団体等への活動補助金の支出

基本方針3 地域のつながりの強化

基本施策Ⅰ 地域の協働の促進

【取り組みの基本的な考え方】

地域における助けあいや支えあいを活発にするには、世代や地域、所属団体等を越えてつながりを形成していくことが重要になります。

岬町全体が支えあいに向けて、自治区や民生委員・児童委員、福祉委員、ボランティア等の地域で活動する方々（インフォーマル）と行政や社会福祉協議会をはじめとする専門職・機関（フォーマル）が、協働できる体制づくりを進めます。

【主な取り組みとそれぞれの役割】

施策Ⅰ 地域福祉を推進する専門職・専門機関による連携強化



町 民・地 域

◇生活や、地域活動における困りごとについて、地域で活動する方々や行政、社会福祉協議会をはじめとする専門職・機関に相談してみましょう。



社会福祉協議会

◇地域福祉を推進する専門職であるコミュニティワーカー、ボランティアコーディネーター、生活支援コーディネーター等が連携・協働・機能強化のもと、地域で活動する方々をつなぎ、相互連携・ネットワーク化を図ります。

◇地域福祉に関わる専門分野の異なる社会福祉法人・社会福祉施設が事業種別を超え連携し、それぞれの設備や専門性、ノウハウを活かした地域貢献活動を推進します。

- ・コミュニティワーカー・ボランティアコーディネーター・生活支援コーディネーター等の資質向上
- ・情報共有の強化、関係者のネットワーク化
- ・岬町社会福祉施設等連絡会等の開催 など



行 政

◇公（行政）と民（社協）との調整機能や相談支援ネットワーク事務局として、コミュニティソーシャルワーカー（CSW）の機能を強化します。

◇コミュニティソーシャルワーカー（CSW）による支援を必要とする方に対する個別支援に加え、地区民生委員・児童委員定例会や相談支援ネットワーク会議への参加を通して、関係者との連携を強化します。

◇コミュニティソーシャルワーカー（CSW）の役割について周知を図り、関係機関が身近に相談できる関係づくりを進めます。

- ・コミュニティソーシャルワーカー（CSW）の資質向上
- ・多職種会議の開催 など

施策2 活動団体のネットワークの強化



社会福祉協議会

◇岬町ボランティア住民活動支援センターを中心に、ボランティア活動や地域活動の学習会・研修会など学びの場の開催、活動に結びつけるコーディネート機能の強化や、人、団体、機関、地域をつなぐネットワーク機能を充実し、幅広い年代、業種、立場の方々の参加やプラットフォーム化を促進します。

・岬町ボランティア住民活動支援センターの活用 など



行政

◇社会福祉協議会が取り組む幅広いネットワーク（プラットフォーム）が十分機能するよう支援します。

施策3 世代間交流の促進



町民・地域

◇三世代交流グラウンドゴルフや、昔の遊びや暮らしの体験交流、餅つき大会といった交流の場に参加してみましょう。

◇福祉共育活動を通じて世代間交流を推進します。



社会福祉協議会

・昔の暮らし、遊び体験交流の推進
・サロン・コミュニティカフェでの交流 など



行政

◇福祉共育活動を通じて世代間交流を推進します。

・民生委員・児童委員協議会や長生会等が行う世代間交流事業の支援
・小中学校、幼稚園・保育所における世代間交流の実施 など

基本目標2 みんなが輝き、笑顔になる地域の仕組みづくり

基本方針1 住民主体の支えあい活動の推進

基本施策1 住民主体の場づくり

【取り組みの基本的な考え方】

地域福祉推進に向けては、行政の主導によるトップダウンではなく、そこで暮らす住民が主体となって、だれもが集える多様な場づくりを進めることが重要です。

各地域の活動拠点や岬町ボランティア住民活動支援センター、岬町生活支援・介護予防サービス協議体など、多様な地域資源を活用し、住民主体の多様な場づくりを推進します。

【主な取り組みとそれぞれの役割】

施策1 サロン・コミュニティカフェの促進

	町 民・地 域	<ul style="list-style-type: none"> ◇地域のサロン・コミュニティカフェなどの居場所に参加してみましょう。 ◇サロン等に参加されている方は、積極的に近隣の方や知りあいの方を誘ってみましょう。
	社会福祉協議会	<ul style="list-style-type: none"> ◇地域のサロン・コミュニティカフェ活動を支援するとともに、だれもが気軽に集える場づくりを地域の様々な場所で展開します。 <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <ul style="list-style-type: none"> ・サロン・コミュニティカフェの立ち上げ・運営支援 ・サロン・コミュニティカフェの継続化・活性化・専門化の推進など </div>
	行 政	<ul style="list-style-type: none"> ◇地区福祉委員会や民生委員・児童委員が中心に展開している小地域ネットワーク活動を支援します。

施策2 当事者団体による交流の場づくり

	町 民・地 域	<ul style="list-style-type: none"> ◇当事者団体の活動に関心を持ち、様々な交流の場や機会に参加してみましょう。
	社会福祉協議会	<ul style="list-style-type: none"> ◇介護者家族の会や精神保健福祉ボランティアグループ、精神障がい者当事者の会、精神保健福祉家族会などの当事者団体の活動を支援し、地域との交流の場の充実を図ります。 <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <ul style="list-style-type: none"> ・介護者家族の会「ほほえみ」の支援 ・精神保健福祉ボランティアグループ「ほのぼのみさき」の支援 ・精神障がい者当事者の会「ほのぼのサロン」の支援 ・精神保健福祉家族会「あすなろ」の支援 ・当事者・ボランティア・専門職・岬町社会福祉施設等連絡会協働グループ「みさきのわ」の支援 ・当事者組織「ゆめカフェ」の支援 ・当事者の組織化支援 ・認知症の方と家族が主役になれる「認知症カフェ」の開催 ・岬町障がい者地域就労循環システムの推進 など </div>



行政

◇社会福祉協議会と連携し、当事者団体の活動を支援します。

- ・当事者団体の活動支援の充実
- ・認知症家族の会の立ち上げ など

施策3 地域のことについて話し合う場づくり



町民・地域

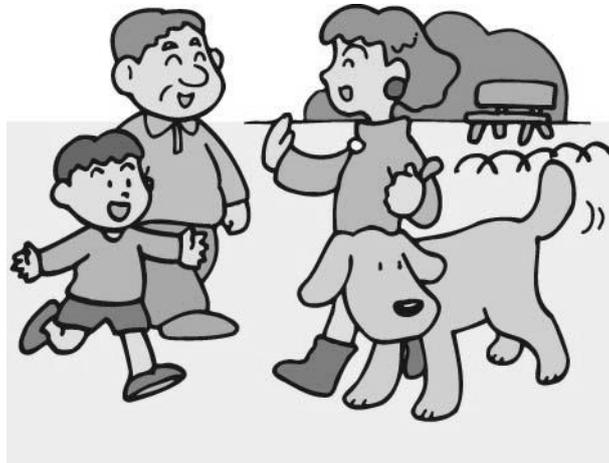
◇行政や社会福祉協議会、地域活動団体が開催するセミナーや講座・研修会、ワークショップ等に積極的に参加しましょう。



社会福祉協議会

◇住民の主体的なまちづくりや支えあい活動を活性化させるため、誰もが気軽に集まって、自分たちの地域のことについて考え、自由に意見交換できる場や機会の充実を図ります。

- ・住民主体で学ぶ!!福祉・介護シリーズ講座の開催（再掲）
- ・地域住民ワークショップの充実 など



基本施策2 住民主体の活動の推進

【取り組みの基本的な考え方】

地域福祉の推進においては、自助・互助に基づく住民主体の活動を行政が支援するといった姿が理想であり、社会福祉協議会は両者の橋渡し役としても重要な役割を担います。住民が主体となった多様な活動への支援、社会福祉協議会の機能強化に取り組みます。

【主な取り組みとそれぞれの役割】

施策1 地域での健康づくりの推進

	町 民・地 域	<p>◇特定健診や各種がん検診等を受診しましょう。</p> <p>◇健康づくりに関する講座や教室等に参加するなど、個人・地域で健康づくりに取り組みましょう。</p> <p>◇インターネットサイト「こころの体温計」を利用し、ストレス度をチェックしてみましょう。</p>
	行 政	<p>◇地域での健康づくり活動の活性化を図ります。</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <ul style="list-style-type: none"> ・各種検診の受診勧奨 ・地域ニーズに応じた健康づくりの場の提供 ・「こころの体温計」の利用促進 ・住民主体の「通いの場」の情報提供や活動支援 など </div>

施策2 社会福祉協議会の組織・基盤強化

	町 民・地 域	<p>◇社会福祉協議会の活動に関心を持ち、できる範囲で活動に協力しましょう。</p>
	社会福祉協議会	<p>◇社会福祉協議会の機能を強化し、既存の制度では対応しきれない制度の狭間の方々を支援し、不足する社会資源の開発を進め、さらなる地域福祉活動の充実を図ります。</p> <p>◇社会福祉協議会の組織・体制の充実及び財政の安定化に取り組みます。</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <ul style="list-style-type: none"> ・地域支援、地域組織化の推進 ・地域社会資源の開発促進 ・社協会員募集、共同募金運動の推進、自主財源の確保 など </div>
	行 政	<p>◇地域福祉の推進における中核的役割を担う組織として位置づけられている社会福祉協議会の組織・基盤強化及び積極的な活動が展開できるよう支援します。</p>

施策3 岬“ゆめ・みらい”サポート事業制度の活用



行政

◇制度の内容の一層の周知に努め、制度の利用を推進するとともに、住民活動団体等が主催する事業に対する活動支援を行います。

- ・承認事業のPR
- ・備品等の貸与
- ・活動補助金の支出 など

基本方針2 公民協働による福祉課題への対応

基本施策Ⅰ 生活課題への対応

【取り組みの基本的な考え方】

地域においては、認知症高齢者*等の徘徊、孤独死、虐待や自殺など、地域の見守りの目によって未然に防止できる課題が多く存在します。小地域ネットワーク活動をはじめ、多様な地域の見守り機能を強化し、地域の支えあい活動を推進します。

また、岬町においては地域の商店が少ないこと等から、高齢者を中心に買い物等が困難な住民が多く存在すると考えられる一方で、買い物等の手助けができると考えている住民が一定数存在することがアンケート調査から明らかになっていることを踏まえ、外出や買い物等の生活支援について支えあい活動を推進します。

【主な取り組みとそれぞれの役割】

施策Ⅰ 地域の見守り活動の促進



町 民・地 域

- ◇子どもや一人暮らしの高齢者等、地域の見守りが必要な人が身近にいないか、また、そうした方への手助けができないか考えてみましょう。
- ◇身近な子どもや一人暮らしの高齢者等について、気づいたことがあれば、民生委員・児童委員や行政、地域包括支援センター等に連絡しましょう。



社会福祉協議会

- ◇小地域ネットワーク活動を推進し、地域の支えあい活動の充実に図ります。

- ・小地域ネットワーク活動の推進
- ・地区福祉委員会活動の充実 など



行 政

- ◇地域の見守り、安全体制の充実や民生委員・児童委員による地域の見守り活動を推進するとともに、他機関へつなぐ体制づくりに努めます。
- ◇隣保館事業としての見守り活動の充実に努めます。

- ・子ども安全ボランティアによる登下校の見守り活動の実施
- ・子ども安全デーのパトロールの実施
- ・スクールガードリーダーの育成
- ・緑7丁会独居高齢者等見守り事業の実施
- ・地域での自殺防止を担うゲートキーパーの育成 など

施策2 外出や生活支援体制の推進

	町 民・地 域	<p>◇身近な地域で外出や買い物などで困っている方がいることに気づいたら、可能な範囲で、そうした方の手助けをしてみましょう。</p> <p>◇外出手段や買い物の方法などについて、地域で情報を共有しましょう。</p>
	社会福祉協議会	<p>◇家族でなくても地域で支えあって、外出や買い物など生活支援ができるような生活支援サービスや地域づくりに取り組みます。</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <ul style="list-style-type: none"> ・地域住民ワークショップの充実 ・地域での助け合い活動創出に向けた、住民主体の地域支援・組織化活動の推進 ・生活支援コーディネーターを中心とした生活支援サービスの開発推進 など </div>
	行 政	<p>◇買い物等の外出が困難なかたへの公共交通サービスと住民主体の活動の有機的な連携に取り組みます</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <ul style="list-style-type: none"> ・福祉担当課と公共交通担当課と連絡調整会議の実施 など </div>



基本施策2 防災・災害支援の充実

【取り組みの基本的な考え方】

近年、大規模な地震や台風等が発生する中で、防災や災害への備えに対する住民の意識が高まっています。

こうした災害への備えは、それ自体も重要であるとともに、地域のつながりを深める機会としても有効であると考えられることから、公民協働で様々な取り組みを進めていきます。

【主な取り組みとそれぞれの役割】

施策1 地域の防災体制づくりの促進



町 民・地 域

- ◇J-A L E R T（全国瞬時警報システム）やEMネット（緊急情報ネットワークシステム）について調べてみましょう。
- ◇配布された「緊急情報キット」について確認しましょう。
- ◇自治区等で避難訓練・防災訓練を開催しましょう。
- ◇自治区等で行われる防災訓練等に参加しましょう。
- ◇日常的な顔の見える関係づくりに取り組みましょう。
- ◇緊急時の連絡網や自主防災組織の構築について考えてみましょう。



行 政

- ◇J-A L E R T（全国瞬時警報システム）やEMネット（緊急情報ネットワークシステム）、防災行政無線を運用し、緊急時の情報発信体制の充実に努めます。
- ◇避難所生活の訓練や障がい者や認知症の方などとの防災訓練等、自治区の防災訓練や消防団の訓練を充実するとともに、関係機関との連絡会議を通じて地域の自主防災組織や消防等と連携した防災体制づくりを進めます。
- ◇全世帯を対象に「緊急情報キット」の配布を進め、緊急時の備えや、民生委員・児童委員の日頃からの見守り体制づくりを進めます。
- ◇災害時の備蓄や防災協定の締結など、防災体制の整備を進めていきます。

- ・自主防災組織の立ち上げの支援
- ・自主防災組織の育成
- ・緊急情報キットの配布
- ・災害用備蓄物資の整備 など

施策2 地域防災計画の作成・要支援者の支援計画の作成



町 民・地 域 ◇災害時に支援が必要な人が身近な地域にいないか考え、情報を共有しましょう。



行 政 ◇防災体制の充実を図るため必要に応じ地域防災計画を改定します。
 ◇危機管理部門・福祉部門の連携のもと、地域の避難行動要支援者の把握を進め、避難時に支援を要する避難行動要支援者台帳の整備に努めます。
 ◇要支援者の「安否確認実施マニュアル」の見直しを行うとともに、要支援者一人ひとりに対する「個別支援計画」を作成します。

- ・避難行動要支援者台帳の整備
- ・安否確認実施マニュアルの見直し
- ・個別支援計画の作成 など

施策3 災害時要支援者支援体制づくりの促進



町 民・地 域 ◇配布された「防災マップ」を確認しましょう。
 ◇災害時に支援が必要な人について、地域でどのように支援すればいいか考え、情報を共有しましょう。



社会福祉協議会 ◇行政と連携し、災害など緊急時に対応できる体制を整えます。

- ・行政関係部門との連携強化
- ・各団体・機関等の連携、ネットワーク強化 など



行 政 ◇地域防災計画に基づく「防災マップ」の配布を行うとともに、福祉専門職や地域福祉関係者及び住民等により、災害時において迅速かつ的確に災害時要支援者を支援するための体制づくりを進めます。

- ・防災マップの配布 など

施策4 災害ボランティアセンターの設置



町 民・地 域 ◇災害ボランティア養成講座を受講しましょう。
 ◇災害発生時における地域と災害ボランティアセンターとの連携のあり方について考えてみましょう。



社会福祉協議会 ◇大規模災害等が発生した際、行政と協議の上、必要に応じて災害ボランティアセンターを立ち上げ、運営します。
 ◇災害ボランティアの登録を促すとともに、災害時にボランティア活動がスムーズに行われるよう研修等を行います。
 ◇災害ボランティアセンターが円滑に運営できるよう災害ボランティアセンター運営支援者の養成及び資質向上を図ります。

- ・災害ボランティアセンターの基盤整備
- ・災害ボランティア養成講座の開催
- ・災害ボランティア運営支援者の養成 など



行政

◇災害ボランティアセンターと情報を共有し、その運営を支援します。

基本施策3 防犯・消費者啓発

【取り組みの基本的な考え方】

犯罪の凶悪化や詐欺等の手口の多様化により、地域において子ども、高齢者、障がい者や女性を中心として、様々な被害が発生することが危惧されます。

地域の見守りの目や日常的な声かけ等は、こうした被害の防止に有効な手段であることから、公民協働による取り組みを推進します。

【主な取り組みとそれぞれの役割】

施策1 地域防犯活動の促進



町民・地域

◇地域で行われている防犯活動について関心を持ちましょう。
◇子どもや高齢者、障がい者など、犯罪に巻き込まれやすい方が地域にいないか考え、情報を共有しましょう。



行政

◇警察、防犯委員、青少年指導員などとの連携により、防犯活動の促進を図ります。

- ・青色防犯パトロールの実施
- ・防犯街頭啓発の充実
- ・防犯教室等の開催
- ・子ども安全ボランティアによる登下校の見守り活動の実施
- ・子ども安全デーのパトロールの実施
- ・スクールガードリーダーの育成 など

施策2 外灯・防犯灯の整備



町民・地域

◇地域の中で暗い箇所等の情報を共有しましょう。



行政

◇自治区と連携し地域の防犯及び安全な通行を確保に努めます。

- ・LED防犯灯への更新 など

施策3 消費者被害の防止



町 民・地 域

- ◇消費者被害に関する情報や報道に関心を持ちましょう。
- ◇身近な人が消費者被害にあわないように、可能な範囲で注意喚起の声がけ等を行いましょう。



社会福祉協議会

- ◇小地域ネットワーク活動の見守りネットワーク活動やサロン・コミュニティカフェ活動を通じて、消費者被害を防止する機会の充実を図ります。

- ・見守りネットワーク活動の推進
- ・サロン・コミュニティカフェでの消費者被害防止プログラムの充実 など



行 政

- ◇犯罪の種類や手口などの具体的な情報提供を行います。

- ・コミュニティソーシャルワーカー（CSW）を中心とした関係機関との情報共有、連携の強化
- ・悪徳商法関係情報交換会の実施
- ・消費者被害防止の啓発の充実 など

基本目標3 地域共生の実現を支える基盤の整備

基本方針1 福祉基盤の整備

基本施策1 福祉サービスの充実

【取り組みの基本的な考え方】

地域においては、住民の自助や互助だけでは解決が困難な課題も存在しており、そうした課題に対しては、各分野における福祉サービスが包括的に提供されることが重要となります。

子どもや高齢者、障がい者をはじめ、支援が必要な方に対する支援体制の充実に努めます。

【主な取り組みとそれぞれの役割】

施策1 福祉サービスの推進



町 民・地 域

◇支援やサービスが必要な人に気づいたときは、行政、社会福祉協議会や民生委員・児童委員などの関係機関につないでいきましょう。



社会福祉協議会

◇これまで培ってきた相談支援のノウハウを活かし、必要なサービスが提供できるよう関係機関と連携します。



行 政

◇各福祉分野の計画に基づき、支援の必要な人に適切なサービスを提供します。
◇各相談機関や民生委員・児童委員などと連携して適切なサービスにつなげます。

基本施策2 地域包括ケアシステムの充実

【取り組みの基本的な考え方】

地域共生社会の実現に向けては、住民による地域課題の解決力強化・体制づくりと、行政を中心とした包括的な相談支援体制の整備が重要な柱となります。

そのため、これまで高齢者を念頭に構築を進めてきた地域包括ケアシステムについて、その対象を障がい者や子ども等まで拡大し、包括的な支援体制を構築することにより、対象者ごとの福祉サービスも含め、「縦割り」から「丸ごと」への転換をめざします。

【主な取り組みとそれぞれの役割】

施策1 地域包括ケアシステムの充実



町 民・地 域

◇地域に目を向け、地域の課題をみんなで共有し、課題解決に向けて自分たちにできることがないか、考えてみましょう。
◇共生型サービスやその背景となる地域包括ケアの考え方について関心を持ちましょう。



社会福祉協議会 ◇住民が主体的に地域課題を把握し、解決する体制づくりに向けて、地域団体の活動支援、多様な交流の機会・場づくりを進めます。



行政 ◇関係機関との連携等による、包括的な相談支援体制の構築を進めます。
◇高齢者、障がい者等の対象者の区分を越えて提供される共生型サービスの提供について、介護サービス事業所等へ実施の検討を呼びかけるとともに、必要な人材の確保や共生型サービスに関する情報提供等の事業者支援のあり方について検討します。

施策2 包括的支援体制整備



行政 ◇地域共生社会の実現のため、社会福祉法に基づく包括的支援体制を整備します。

・社会福祉法に基づく重層的支援体制整備事業の実施

基本施策5 生活環境の整備

【取り組みの基本的な考え方】

子どもや高齢者、障がい者等も含め、だれもが地域で安全・安心に暮らしていくために、公共施設のバリアフリー化をはじめ、地域の生活環境を整備することが必要です。

行政が中心となり、民間の公共的施設も含めたバリアフリー化の推進や、高齢になっても安心して生活するための緊急通報システムの充実を図ります。

【主な取り組みとそれぞれの役割】

施策1 緊急通報システムの充実



行政 ◇緊急通報システムの周知に努めます。
◇一人暮らしで日常生活に支障のある高齢者に対し、緊急時には24時間コールセンターにて看護師等が対応する緊急通報システムにより、緊急時の連絡通報体制の充実を図ります。
◇緊急通報システムが整備された世帯に、3ヶ月に1度コールセンターから健康確認を行います。

施策2 多様な施設の福祉的配慮の促進



行政 ◇庁舎や集会場といった公共施設の建て替え・改修などの際に、関係課や関係機関と連携を図り、バリアフリー化を計画的に実施していきます。
◇「大阪府福祉のまちづくり条例」の対象となる民間の公共的施設に対し、指導・協議等を行うとともに、必要に応じパンフレット・チラシ等にて施設の整備基準等の情報提供を行います。
◇大阪府福祉のまちづくり条例の適切な運用により歩道の段差解消等を誘導します。

基本方針2 権利擁護体制の充実

基本施策1 権利擁護体制の充実・強化（岬町成年後見制度利用促進基本計画）

【取り組みの基本的な考え方】

権利擁護の取り組みは、判断能力が不十分な高齢者や障がい者等の権利を守り、適切な支援が受けられるようにするための重要な取り組みであることから、地域住民が権利擁護について理解を深めるための取り組みと、市民後見人の養成等に努めていきます。

本項目を成年後見制度の利用の促進に関する法律に基づき策定する計画である「岬町成年後見制度利用促進基本計画」として位置づけ、以下の3つの役割を念頭に、これまでの保健・医療・福祉の連携に、司法も含めた連携の仕組み（地域連携ネットワーク）の構築をめざします。

- (1) 権利擁護支援の必要な人の発見・支援
- (2) 早期の段階からの相談・対応体制の整備
- (3) 意思決定支援・身上保護を重視した成年後見制度運用に資する支援体制の構築

【主な取り組みとそれぞれの役割】

施策1 日常生活自立支援事業や成年後見制度の普及啓発



町 民・地 域

◇権利擁護について学ぶ講演会や講座に参加しましょう。



社会福祉協議会

◇日常生活自立支援事業の普及啓発に取り組みます。
◇日常生活自立支援事業専門員及び生活支援員の資質向上に努めます。

- ・啓発活動の推進
- ・専門員、生活支援員の資質向上 など



行 政

◇日常生活自立支援事業の普及に取り組みます。

成年後見制度とは

認知症、知的障がい、精神障がいなどによって、物事を判断する能力が十分でない方について、その方の権利を守る援助者（成年後見人等）を選ぶことで、本人を法律的に支援する制度で、任意後見制度と法定後見制度の2種類があります。
法定後見制度では、本人の判断能力に応じて、「補助」「保佐」「後見」の3つの制度が用意されています。

市民後見人とは

家庭裁判所から成年後見人等として選任された一般住民のことであり、専門組織による養成と活動支援を受けながら、住民としての特性を活かした後見活動を地域における第三者後見人の立場で展開する権利擁護の担い手のことです。

日常生活自立支援事業とは

判断能力が不十分な方が、自立した地域生活を送れるよう、福祉サービスの利用手続きを援助したり、日常的な金銭管理などを行うことにより、その方の権利を擁護し、生活支援を行っていくことを目的とした事業で、岬町では社会福祉協議会が専門員・生活支援員を配置し実施しています。

施策2 市民後見人の養成及び支援



町 民・地 域

◇市民後見制度について学ぶ講演会や講座に参加しましょう。



行 政

- ◇市民後見人制度の周知及び利用促進を図るための啓発に取り組みます。
- ◇市民後見人の養成に取り組みます。
- ◇養成した市民後見人の資質向上を図ります。

施策3 地域連携ネットワークの構築と中核機関



行 政

- ◇保健・医療・福祉の連携に、司法も含めた連携の仕組み（地域連携ネットワーク）づくりに取り組みます。
- ◇権利擁護支援が必要な人について、本人の状況に応じ、後見等開始前においては本人に身近な親類や福祉・医療・地域の関係者が、後見等開始後においては、後見人がこれに加わる形の「チーム」として関わり、後見人と地域の関係者等が日常的に本人を見守る体制づくりに取り組みます。
- ◇多職種によるさらなる連携強化、情報共有や地域課題の検討を行い、チームを支援する仕組みとなる「協議会」の設置を検討します。
- ◇地域連携ネットワークの整備や協議会を適切に運営していくために必要となる中核機関については、広域化も視野に検討します。

施策4 制度理解と不正防止の徹底



町 民・地 域

◇成年後見制度について学ぶ講演会や講座に参加しましょう。



行 政

- ◇学齢期の児童・生徒への教育を含む住民への制度の普及啓発及び利用促進に取り組みます。
- ◇制度の適切な周知や普及に欠かせない保健・医療・介護・福祉サービスの専門職に対して成年後見制度の研修を行います。
- ◇後見人とのチーム編成による被後見人のサポートや金融機関、民間事業者等との連携による不正の未然防止に取り組みます。

施策5 利用者がメリットを実感できる制度の運用

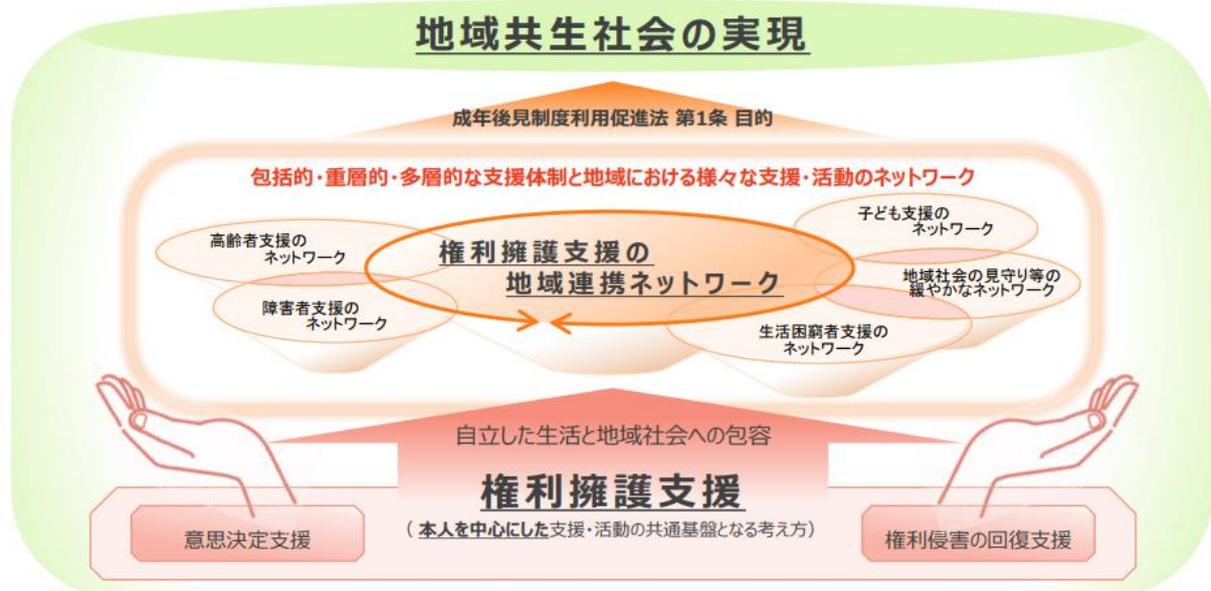


行 政

- ◇関係機関や金融機関、民間事業者等との連携により、権利擁護の必要な人を早期に把握し、必要に応じた支援を行います。
- ◇本人の尊厳を守りながら、本人の意向に基づいた福祉サービスや医療等の公的サービスの提供がなされるよう、チームによる支援に取り組みます。

I 成年後見制度の利用促進に当たっての基本的な考え方及び目標 ～基本的な考え方：地域共生社会の実現に向けた権利擁護支援の推進～

- 地域共生社会は、「制度・分野の枠や『支える側』と『支えられる側』という従来の関係を超えて、住み慣れた地域において、人と人、人と社会がつながり、すべての住民が、障害の有無にかかわらず尊厳のある本人らしい生活を継続することができるよう、社会全体で支え合いながら、ともに地域を創っていくこと」を目指すもの。
- 第二期基本計画では、地域共生社会の実現という目的に向け、本人を中心とした支援・活動における共通基盤となる考え方として「権利擁護支援」を位置付けた上で、権利擁護支援の地域連携ネットワークの一層の充実などの成年後見制度利用促進の取組をさらに進める。



出典：厚生労働省（第二期成年後見制度利用促進基本計画の策定について（概要版））

基本施策2 虐待防止と対応の充実

【取り組みの基本的な考え方】

虐待の早期発見・早期対応により、さまざまな虐待から当事者を守る体制を強化するとともに、関係機関や地域等が連携し、虐待防止に向けた啓発を行います。

施策1 虐待防止と対応の充実



町 民・地 域

◇自ら声を上げることが困難な様々な方への虐待について意識し、気づいたことがあれば行政や地域包括支援センター等に相談しましょう。



社会福祉協議会

◇社会福祉協議会の協議体・連絡調整機能等を活かし、小地域ネットワーク活動や日常生活自立支援事業を通じて、早期のうちに虐待に気づき、適切な対応につなげるセーフティネットの充実を図ります。

- ・見守りネットワーク活動の推進
- ・連絡調整機能の強化 など



行 政

◇子どもや障がい者、高齢者の虐待防止の啓発を行い、虐待に対する意識高揚に取り組みます。
 ◇コミュニティソーシャルワーカー（CSW）やスクールソーシャルワーカー（SSW）と関係機関等の連携を強化し、虐待を早期に発見し、早期対応ができるよう体制を整えます。
 ◇要保護児童対策地域協議会を中心に関係機関が連携を強化し、具体的な保護やきめ細かな支援方策を検討する体制の強化を図ります。

- ・児童相談員及び外部アドバイザーの配置による要保護児童対策地域協議会の機能強化
- ・高齢者虐待防止の取り組みや体制の強化 など

基本施策3 再犯防止に向けた取組み(岬町再犯防止推進計画)

【取組みの基本的な考え方】

全国的に刑法犯者が減少する一方で検挙者数に占める再犯者の割合(再犯率)が増加しており、犯罪や非行のくり返しを防ぐことが課題となっております。罪を犯した人の中には家族関係の希薄化や帰住先・就労先がなく、福祉的な支援が必要な人がいます。犯罪や非行から立ち直るためには、社会復帰のための支援や地域で立ち直ることができる体制づくりが必要です。

犯罪や非行をした人たちが、社会において孤立することなく円滑に社会復帰できるよう支援することにより犯罪による被害を受けることを防止し安全で安心して暮らせるまちづくりに取組みます。

【主な取組みとそれぞれの役割】

施策1 再犯防止に向けた取組みの充実



町 民・地 域

◇立ち直ろうとする人を支え、受け入れることのできる地域社会の実現を目指しましょう。



社会福祉協議会

◇犯罪や非行のない明るい社会を築くことを目的に開催される「社会を明るくする運動講演会」等へ協力します。



行 政

◇保護司の活動支援を円滑に行うために必要となる各種情報の収集および提供に努めます

◇庁内の横断的な体制の整備を検討します。

◇更生保護ネットワークは岬町更生保護サポートセンターが中心となり大阪保護観察所、地域団体、学校、行政、岬町社会福祉協議会など多くの関係機関のネットワークの強化を図り、運営支援や連携をすすめます。

◇社会を明るくする運動などを通じて、再犯防止に関する地域での理解を促進するとともに、ホームページや広報紙において保護司について周知し理解を促進します。

- ・更生保護のネットワークの強化
- ・活動支援
- ・広報・啓発活動の推進 など

基本方針3 重層的な相談・情報提供体制の強化

基本施策Ⅰ 相談体制の強化

【取り組みの基本的な考え方】

地域において、家族・親戚以外に相談できる人がいない方も一定数存在する中で、公的な相談支援は非常に重要です。

相談機能を強化するとともに関係機関が連携し、総合的な相談支援の充実を図ります。

【主な取り組みとそれぞれの役割】

施策Ⅰ 福祉総合相談の展開



町 民・地 域

- ◇生活の中で困りごとがあった際は、民生委員・児童委員や行政、社会福祉協議会、地域包括支援センター等に相談してみましよう。
- ◇地域の中で困っている人がいたら話を聞き、必要に応じて行政や社会福祉協議会等へ連絡しましょう。
- ◇インターネットサイトの「こころの体温計」を利用し、こころの相談について知りましょう。



社会福祉協議会

- ◇生活上の様々な困難を抱えた人の適切な相談支援を行うとともに、アウトリーチによる相談支援体制の充実を図ります。
- ◇いつでも、どなたからでも相談が受け付けられよう、相談体制の充実を図ります。

- ・福祉総合支援相談の充実
- ・地域包括支援センターの資質向上
- ・生活支援型多機能バス「結」号の運行 など



行政

- ◇相談機関や相談窓口の周知の充実を図ります。
- ◇福祉総合相談窓口を設置するとともに、関係機関との連携を充実し、複合する悩みや相談に対応していきます。
- ◇保健センターと子育て支援センター、保育所・幼稚園との連携により、乳幼児健康相談や育児相談の充実を図るとともに、乳幼児健診から幼児教室、療育相談へつなぎ、相談支援の充実を図ります。
- ◇部落問題をはじめとした「社会的差別」を地域生活課題の一つとして捉え、岬町人権協会との連携を強化し、人権相談等の充実に努めます。
- ◇自殺の防止に向けて、関係機関との連携を強化し、専門医や相談員によるこころの相談体制の充実を図ります。
- ◇こころの相談につながるよう、「こころの体温計」の利用を促進します。
- ◇いつでも、どなたからでも相談が受け付けられよう、インターネットを活用した相談について検討します。

- ・福祉総合相談の充実
- ・コミュニティソーシャルワーカー（CSW）の配置及び資質向上
- ・いきいき相談支援ネットワーク会議を通じた情報共有・連携の強化 など

施策2 生活困窮者への支援の充実



町 民・地 域

◇周囲に気がかりな方がいるときは、民生委員・児童委員や行政、社会福祉協議会、地域包括支援センター等に相談してみましよう。



社会福祉協議会

◇福祉貸付相談を行い、経済的な面などで生活に困難を抱えた人に対し、生活福祉資金の貸付などを支援します。
 ◇一時的に食料が確保できなくなった方々に食料の現物を給付し、生活再建に向けた支援を関係機関と連携して取り組みます。
 ◇経済的な困窮のみならず、複合的な課題を抱えた生活困窮者や制度の狭間にある方への支援を地域や団体、関係機関と連携して取り組みます。

- ・生活福祉資金貸付事業の実施
- ・緊急一時食料支援事業の実施 など



行 政

◇生活困窮者自立支援事業の周知の充実に努めます。
 ◇支援を必要な人を早期に発見し、生活困窮者自立支援事業の実施主体である大阪府岸和田子ども家庭センター等と連携して支援に取り組みます。
 ◇福祉総合相談窓口をはじめ、各種窓口と連携し、生活困窮者の自立にあたっての問題に関する相談体制を充実します。
 ◇地域就労支援相談事業を充実するとともに、相談窓口の周知に努めます。

- ・生活困窮者に対する一次的な相談等の実施に向けた体制強化
- ・生活困窮者自立支援制度の実施主体（大阪府岸和田子ども家庭センター）との連携の強化 など

基本施策2 情報発信力の強化

【取り組みの基本的な考え方】

福祉に関する情報の入手先として行政や社会福祉協議会の広報紙・ホームページが大きな役割を果たしている一方で、福祉サービスの情報が十分に入手できていない住民がいることがアンケートから明らかになっています。

ボランティア・住民活動や、必要な福祉サービスにつながるように、広報紙やホームページの充実を図るとともに、ボランティアグループや活動団体が、その活動を自ら情報発信していくことも必要です。

【主な取り組みとそれぞれの役割】

施策1 ボランティア・住民活動情報の提供



町 民・地 域

◇身近な地域でどのようなボランティア・住民活動が行われているか、社会福祉協議会のホームページや広報紙、回覧板、掲示板等で確認してみましょう。



社会福祉協議会

◇広報紙「社協みさき」やホームページの内容の充実に取り組みます。
◇ボランティアグループなど、活動団体が独自にSNS等で情報発信できるよう支援に取り組みます。

- ・情報発信の強化、充実
- ・岬町ボランティア住民活動支援センターの活用 など



行 政

- ・地域団体パンフレットの作成（再掲）

施策2 福祉サービスについての広報



町 民・地 域

◇どのような福祉サービスがあるか、広報紙「岬だより」や岬町のホームページなどを確認してみましょう。



行 政

◇福祉サービスに関する制度改正などについて、広報紙「岬だより」により周知するとともに、ホームページを活用し、住民にとって利用しやすく、わかりやすいサービス情報の提供を進めます。
◇転入時や出生届時に、広報紙「岬だより」や便利帳、ゴミの分け方・出し方、防災カード、医療機関マップ、健康づくり日程表などを配布し、住民が岬町で生活する上で必要な情報を提供します。

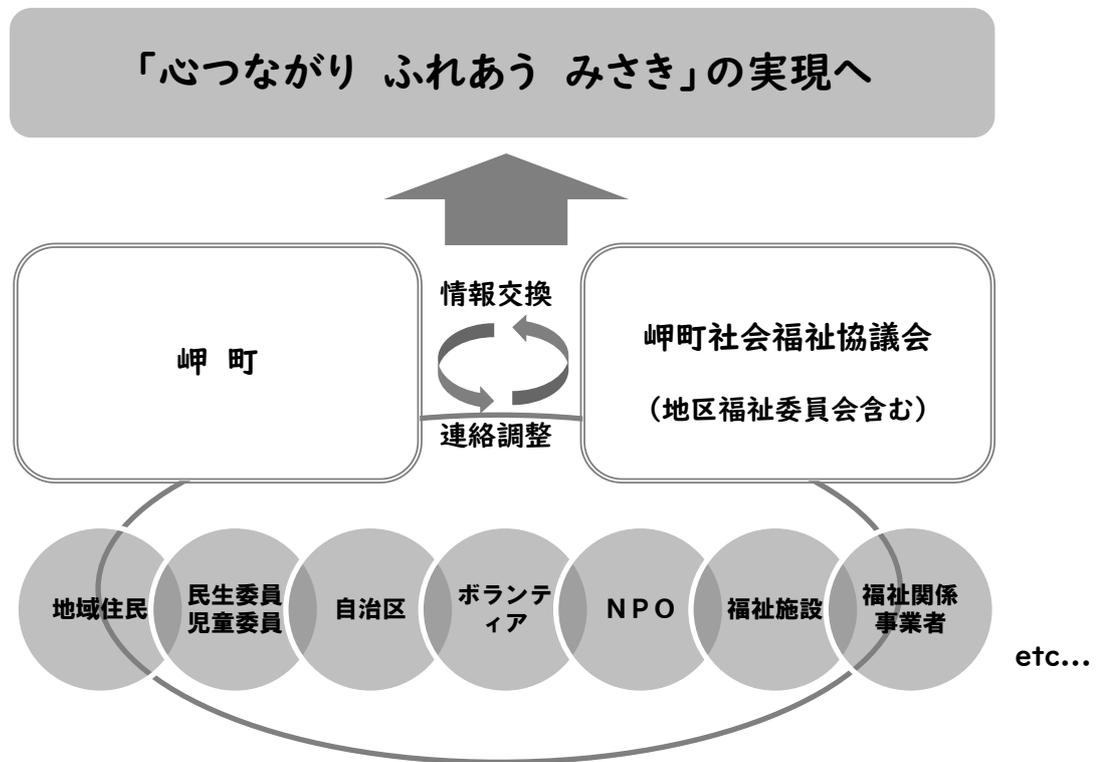
- ・広報紙「岬だより」の活用
- ・ホームページの充実

第5章 計画推進に向けて

I 地域福祉の推進体制

地域の多様な生活課題やニーズに対応していくためには、地域住民をはじめとした地域を構成する様々な主体と行政が連携して、潜在している多様な福祉ニーズに対応していく必要があります。「岬町地域福祉計画・地域福祉活動計画」は、岬町と岬町社会福祉協議会が車の両輪として連携・協力を一層強化し進めていきます。そのため、随時、施策・事業の進行等に関して情報交換や連絡調整を行います。

また、地域福祉を推進するため、公的支援の充実以外に、地域住民をはじめとする、民生委員・児童委員、自治区、ボランティア、NPO、福祉施設・福祉関係事業者等と連携し、それぞれの役割のもと、協働による「心つながり ふれあう みさき」の実現に向けたまちづくりを進めていきます。



2 計画の進行管理

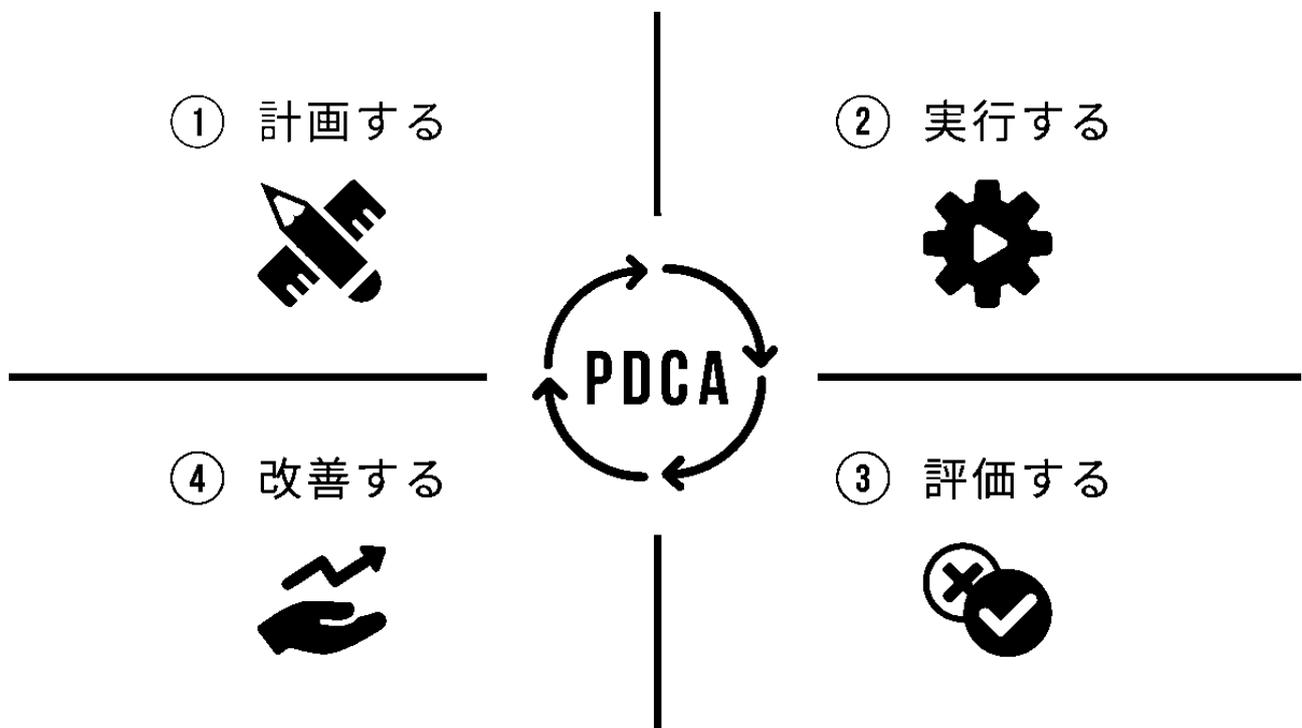
計画の円滑な推進を図り、より効果的な進行管理を行うため、岬町地域福祉計画・地域福祉活動計画推進検討委員会にて、毎年度進捗状況の点検・評価を行います。

加えて、事務局である行政と社会福祉協議会の協働のもと、本計画の取り組みの実施状況を日頃から確認していきます。

また、地域福祉は、課題解決に向けての不断の取り組みであり、福祉ニーズへの的確な対応、社会情勢や国の動向の変化に的確かつ柔軟に対応するためにも、この計画の進行管理は、「PDCAサイクル」による「継続的改善」の考え方を基本とします。

なお、岬町におけるPDCAサイクルは、個々の事業ごとにP→D→C→Aと回り、再度、見直し後のPにもどり、具体的取り組みの改善点を把握し、新たなサイクルを回していくことにより、取り組みの継続的な改善を図る（充実させる）ことを繰り返していきます。

これにより、計画を進行管理しながら施策の全体の改善及び向上へとつなげていきます。



3 計画の普及啓発

地域福祉は、地域の住民、福祉活動団体、ボランティア、福祉事業者など地域に関わるものが主体となって協働して推進していくことが大切です。

そこで、本計画の考え方や、施策の展開方向について広く住民に理解していただくため、様々な機会を通じて住民への周知を図り、地域における主体的な活動を促進していきます。

また、地域福祉への理解を深めるため、地域研修等福祉共育の視点に立った行政職員や学校教職員等への研修や啓発を進めます。

